

表彰規程

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

第一章 総 則

(趣 旨)

第1条 民生委員・児童委員及び社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会等の団体等の役職員で、その功績顕著な者並びに社会福祉活動が優秀な社会福祉協議会及び社会福祉活動に協力援助した功績顕著なものに対し、本会会長がこれを表彰し、または感謝の意を表しようとするときはこの規程による。

第二章 表 彰

(表彰の対象)

第2条 本会会長が表彰するものは、次の各号に定めるものを対象とする。

- 一 民生委員・児童委員でその功績顕著な者
 - 二 社会福祉法人・福祉施設の役職員でその功績顕著な者
 - 三 社会福祉協議会・民間社会福祉団体等の役職員でその功績顕著な者
 - 四 社会福祉事業における永年勤続功労者
 - 五 社会福祉活動が特に優秀な社会福祉協議会
2. 前項第1号から第4号に規定する対象のうち、過去に、次の各号に該当するものは、表彰の対象から除外するものとする。
- 一 社会福祉関係で、叙勲または褒章を受けた者
 - 二 社会福祉関係功労者として厚生労働大臣表彰または同特別表彰を受けた者
 - 三 本会会長から社会福祉事業功労者として表彰を受けた者

(民生委員・児童委員功労表彰の資格)

第3条 民生委員・児童委員功労表彰の被表彰者は、次の各号に定める条件に該当するものとする。

- 一 民生委員・児童委員の現職であること。
- 二 民生委員・児童委員としての在職期間が15年以上であること。
- 三 過去に、都道府県知事（指定都市にあってはその市長を含む。）または都道府県社会福祉協議会会長から、功績顕著の故をもって表彰された者であること。

(社会福祉法人・福祉施設功労表彰の資格)

第4条 社会福祉法人・福祉施設功労表彰の被表彰者は、次の各号に定める条件に該当するものとする。

- 一 社会福祉法人の理事、監事、評議員及び職員ならびに、社会福祉法人以外の法人等が経営する福祉施設の職員の現職であること。ただし、公立の福祉施設職員の場合は、専任職員に限るものとする。
- 二 社会福祉法人の理事、監事及び評議員としての在職期間が15年以上、社会福祉法人・福祉施設の職員は20年以上であること。
- 三 過去に、都道府県知事（指定都市にあってはその市長を含む。）または都道府県社会福祉協議会会長から、功績顕著の故をもって表彰された者であること。

(社協、民間団体功労表彰の資格)

第5条 社会福祉協議会、民間社会福祉団体等功労表彰の被表彰者は、次の各号に定める条件に該当するものとする。

- 一 社会福祉協議会、民間社会福祉団体等の役職員の現職であること。ただし、共同募金会（中央・都道府県・指定都市及び分会等）の役職員は含まないものとする。
- 二 社会福祉協議会、民間社会福祉団体等の役職員としての在職期間が、理事、監事及び評議員は15年以上、職員は20年以上であること。
- 三 過去に、都道府県知事（指定都市にあつてはその市長を含む）または都道府県社会福祉協議会会長から、功績顕著の故をもって表彰された者であること。

(永年勤続功労表彰の資格)

第6条 永年勤続功労表彰の被表彰者は、次の各号に定める条件に該当するものとする。

- 一 民生委員・児童委員として、または社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会及び民間社会福祉団体等の役職員の現職であること。ただし、公立の福祉施設職員については、専任職員とする。
- 二 民生委員・児童委員として、または社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会及び民間社会福祉団体等の役職員としての在職期間が30年以上であること。ただし、社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会及び民間社会福祉団体等の役職員については、同一法人における在職年数が30年以上の者とする。

(在職期間の算定方法)

第7条 民生委員・児童委員の在職期間の算定方法は次の各号のとおりとする。

- 一 在職期間の算定期間は、原則として当該年度の4月1日現在で算定する。
 - 二 同委員の改選年度に限り11月30日で算定することができる。
 - 三 在職期間が中断されている場合は、その在職期間を通算するものとする。
2. 社会福祉法人・福祉施設の役職員の在職期間の算定方法は次の各号のとおりとする。
- 一 在職期間の算定期間は、前項第一号のとおりとする。
 - 二 在職期間が中断されている場合は、前項第三号のとおりとする。
 - 三 社会福祉法人・福祉施設功労表彰に限り、社会福祉法人間の在職期間を通算できるものとする。
3. 社会福祉協議会・民間社会福祉団体等の役職員の在職期間の算定方法は次の各号のとおりとする。
- 一 在職期間の算定期間は、第1項第一号のとおりとする。
 - 二 在職期間が中断されている場合は、第1項第三号のとおりとする。
4. 永年勤続功労表彰の在職期間の算定方法は次の各号のとおりとする。
- 一 在職期間の算定期間は、第1項第一号のとおりとする。
 - 二 常勤の公務員が福祉施設、社会福祉協議会・民間社会福祉団体等及び共同募金会（中央・都道府県・指定都市及び支会・分会等）の役職員を兼務している期間は、在職期間に含めることができる。
5. 非常勤の職員の場合は、次の算定方式によるものとする。

$$\text{在職年数} \times \frac{\text{非常勤職員の一月又は一週間の勤務日数}}{\text{常勤職員の一月又は一週間の勤務日数}}$$

(社会福祉協議会優良活動表彰の資格)

第8条 社会福祉協議会優良活動表彰の被表彰者は、次の各号に定める条件に該当するものとする。(この場合の社会福祉協議会とは、郡、市、区、町、村の区域を単位として設立されているものをいう。ただし、市区町村における地区社会福祉協議会を単位とすることができる。)

- 一 社協組織体制の強化や運営管理体制の強化に努め、実効ある活動を展開していること。
- 二 過去3年以上、高齢者、障害者、児童または低所得者等を対象として、他の社協の範となる優秀な活動を行っており、実績が顕著であること。

(表彰資格の緩和)

第9条 第3条、第4条、第5条に定める在職期間の資格条件を、特に功績抜群と認められる者については、10年以上に緩和することができる。ただし、第4条及び第5条については、理事、監事及び評議員の場合に限り適用するものとする。

(表彰の時期)

第10条 この規程による表彰は、全国社会福祉大会が開催される年次においては同大会でこれを行い、同大会が開催されない年次においては、適当な時期に行うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、本会会長が必要と認めたときは、随時「特別表彰」を行うことができる。

(表彰の方法)

第11条 表彰は、第2条第1項第一号から第五号に該当するものに本会会長名の表彰状及び記念品をそれぞれ贈呈してこれを行う。

(表彰の数)

第12条 都道府県・指定都市別の表彰の数については、本会会長が別に定める。

第三章 感 謝

(感謝の対象)

第13条 本会会長が感謝の意を表すものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 全国的、国際的視野にたって事業等を行い、その功績が顕著であり、推奨すべき内容であるもの。
- 二 本会が行う事業等に協力援助し、その功績が顕著なもの。
- 三 都道府県・指定都市社会福祉協議会の事業等の発展、および当該都道府県・指定都市内の社会福祉の増進に寄与し、その功績が顕著であるもの。
- 四 その他本会会長が特に必要と認めるもの。

(感謝の時期)

第14条 この規程による感謝は、全国社会福祉大会においてこれを行い、同大会が開催されない年次においては、適当な時期に行うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、本会会長が必要と認める場合、本会会長は第13条に

定める感謝に該当するものに、随時、感謝の意を表することができる。

(感謝の方法)

第 15 条 感謝は、本会会長名の感謝状及び記念品を、該当するものに贈呈して、これを行う。ただし、前第 14 条第 2 項に該当するものは、この限りでない。

第四章 推 薦

(候補者の推薦)

第 16 条 各都道府県社会福祉協議会会長は、この規程に定める表彰または感謝に該当する

ものを候補者として、本会会長に推薦することができる。

2. 本会会長は、前項の規定にかかわらず、表彰または感謝の候補者を推薦することができる。

(推薦数等)

第 17 条 各都道府県社会福祉協議会会長が推薦できる候補者の数は、本規程第 12 条に定める表彰の数とする。なお、本会の定めた推薦書提出期限後の追加推薦は認められない。

2. 本規程第 9 条の適用を受ける者については、全表彰区分を通じて、各都道府県・指定都市において、1 名を限度とする。

(推薦書様式)

第 18 条 本規程第 16 条第一項に基づく推薦は別に定める推薦書様式による。

第五章 表彰審査委員会

(表彰審査委員会)

第 19 条 表彰または感謝該当者の審議並びに表彰事業に関する検討を行うために、表彰

審査委員会を設置する。

2. 前項の表彰審査委員会は、下記事項について、審査または審議し、会長に答申するものとする。

- 一 表彰、感謝該当者の審査
- 二 規程の改廃に関する事
- 三 その他本事業に関する重要事項

(構成)

第 20 条 表彰審査委員会は、次の各号に掲げるものの中からそれぞれ若干名をもって構

成し、本会会長が委嘱する。

- 一 全国民生委員児童委員連合会
- 二 社会福祉施設協議会連絡会
- 三 都道府県社会福祉協議会
- 四 学識経験者

2. 表彰審査委員会は、委員の互選により委員長1名をおく。
3. 表彰審査委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠によって委員となったものの任期は、残任期間とする。

第六章 その他

(決 定)

第21条 本規程第19条第2項第一号により表彰審査委員会の答申を受けた場合、本会会長はすみやかに決定し、推薦者に通知しなければならない。

(施行細目)

第22条 本規程に定めるもののほか、実施に必要な細目は、本会会長が別に定める。

附 則

1. この規程は、昭和38年4月1日から施行する。
2. 昭和42年度においては民生委員・児童委員の表彰数を100名以内増加することができる。
3. 第4条及び第6条の実施は昭和46年4月1日からとする。
4. この規程は、昭和60年4月1日から適用する。
ただし、資格条件のうち第4条第2号に掲げる社会福祉施設の職員及び第5条第2号に掲げる社協・民間団体等の職員の在職期間については、この規定にかかわらず、昭和62年3月31日までの経過措置として「15年以上」とする。

(昭和35年3月17日 制 定)
(昭和35年4月1日 施 行)
(昭和38年4月1日 一部改正)
(昭和42年3月1日 一部改正)
(昭和44年10月28日 一部改正)
(昭和46年3月11日 一部改正)
(昭和60年4月1日 全文改正)
(平成9年7月14日 全文改正)
(平成11年8月3日 一部改正)
(平成28年4月1日 一部改正)
(平成29年4月1日 一部改正)

推薦書記入にあたって 特にご留意いただきたいこと

- 「民生委員・児童委員功労」「社会福祉法人・福祉施設功労」「社協・民間社会福祉団体功労」については、功績概要の「1」に加えて、必ず「2」もしくは「3」に該当する功績をご記入ください。

※ 功績概要「1」のみの記入では、審査対象外となります。

※ 過去の推薦書において、複数の被推薦者の功績概要が同じ内容の文章により記述されている場合があります。功績概要については、個人の功績に着目して、それぞれの功績内容を記述してください。

- 平成28年度より、従来の「社会福祉施設功労」を「社会福祉法人・福祉施設功労」に改正し、福祉施設以外の業務に従事する社会福祉法人の職員についても表彰対象としています。

- 同じ年度における厚生労働大臣表彰候補者については、本会会長表彰の受章を妨げないものとし、推薦を受け付けます。

※ 前年度以前の厚生労働大臣表彰受章者は本会会長表彰の対象外となります。

推薦書の記入については、上記に加え、
「記入上のポイント」「記入例」をご覧ください。

推薦書記入にあたっての留意事項

- 推薦書はすべて楷書体で正確に記入してください。推薦書の各項の記入にあたっては、次の点に注意してください。
- 各表彰区分の〔記入上のポイント〕を参照いただくとともに、「民生委員・児童委員功労」「社会福祉法人・福祉施設功労」「社協・民間福祉団体功労」「永年勤続功労」「社協優良活動」につきましては、〔記入例〕を作成いたしましたので、あわせて参考にしてください。

<p>功績概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>功績内容がわかるように具体的にご記入ください。</u> ・ 「民生委員・児童委員功労」「社会福祉法人・福祉施設功労」「社協・民間福祉団体功労」の3区分については、原則として、功績概要欄1. だけの記載では要件未充足となります。 “2. 行政や社協の福祉関係の委員会や検討会への参画等、地域や県域での福祉推進における功績” “3. 地域に根ざした福祉関係の活動や事業への協力等、所属団体以外の活動に関する功績” について、最低いずれか一方を必ずご記入ください。 ・ <u>「社協・民間功労」の推薦書の記入にあたっては、別紙「社協役職員の功績概要の記入について」、「民間団体役員の功績概要の記入について」も併せてご覧ください。</u>
<p>推薦順位</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枠数が定められている表彰区分については、枠数を超えた推薦は受け付けません。 ・ 名簿上の掲載順位となりますので、表彰区分ごとに正確に順位をつけてください。 <u>指定都市社協分は、道府県社協分とは別に順位をつけてください。</u>
<p>氏名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご記入いただいた氏名をもとに名簿・表彰状を作成しますので、正確にご記入ください。 ・ 旧字等の常用漢字以外の漢字を使用する場合は、特に正確にはっきりとわかりやすくご記入ください。 ・ 過去の被表彰者が推薦されていないか確認をいたしますので、必ず“ふりがな”をつけてください。
<p>所属・施設コード</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別添の「所属、施設番号コード表」をご参照いただき、該当する番号を4桁でご記入ください。(エクセル様式に入力の場合はプルダウンから選択) ・ 複数の施設を合築している場合などは、被推薦者の主たる所属施設(給与を支弁している施設)の名称を記入してください。

	<p>※ 法人・施設功労において、社会福祉法人の運営する施設（表彰対象外）に所属している場合は、社会福祉法人職員としてご記入ください。</p>
現住所	<ul style="list-style-type: none"> 個人の場合は、自宅の住所を記入してください。
施設・事業所名	<ul style="list-style-type: none"> 役員及び法人本部の事務局専任職員は、空欄のままとしてください。 複数の施設を合築している場合などは、主たる所属施設（給与を支弁している施設）の名称を記入してください。
表彰歴	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉事業関係の功労者として表彰されたもののみを記入してください。<u>業種別協議会会長表彰は除きます。</u> 表彰年月日、表彰名（表彰内容）、功績内容（「永年勤続」「従事者功労等」の表彰区分）は、正確にもれなく記入してください。 功労内容（表彰区分の名称）が設けられていない場合は、その表彰の「功労内容（表彰区分の名称）」欄に「なし」とご記入ください。
経歴概要 在職期間 (勤続年数)	<ul style="list-style-type: none"> 各表彰の要件に該当する役職のみの年数を、<u>令和6年4月1日時点</u>で通算してご記入ください(法人・施設功労、社協・民間団体功労については役員年数と職員年数を通算することはできません)。 経歴概要の在職期間（通算）または、勤続年数は、経歴概要欄の「合計」と一致させてください。 1か月未満は切り捨ててください。 同時期に2つ以上の役職を兼務した場合、それぞれの役職の期間を加算して計算することはできません。当該期間の主たる役職のみご記入ください。 在職期間算定にあたっての休職・休業・休暇に関する取扱いについては、私的事由による休職を除き、産前・産後休暇（産休）、育児休業、就業規則で認められた部分休業や介護休暇等については、在職期間に含めることができます。 社協・民間社会福祉団体功労については、下記の条件を満たすものについて、複数の社協、複数の民間社会福祉団体の勤続年数の通算を認めます。 <ul style="list-style-type: none"> ① <u>複数の社協での勤続年数</u> 通算を認める（自己都合による退職、再就職の場合を含む） ② <u>複数の民間社会福祉団体での勤続年数</u> 同種の社会福祉事業を実施する団体間の場合に限り、通算を認める。 ③ <u>社協、民間社会福祉団体間での勤続年数</u> 当該社協・団体間の合併や事業移管等による場合に限り、通算を認める（自己都合による退職、再就職の場合を除く）。

社協役職員の功績概要の記入について（お願い）

全国社会福祉協議会 総務部

功績概要1について

- 候補者である社協役職員が、所属している社協の事業・活動の中で、どのように功績顕著であるかをご記入いただくための項目です。
- どのような事業・活動において、どのように功績をあげてこられたのか、主なものについて具体的にご記入ください。

功績概要2について

- 候補者である社協役職員が、所属社協以外の他の福祉団体や行政機関等の事業・活動においても功績（活動実績）があることを確認するための項目です。
- 社協役職員として、行政機関や他の福祉団体の委員等に就任している場合は、その委員会や検討会等の主催団体の概要（名称、設置者）、活動の目的・時期・内容を具体的にご記入ください。
- 他法人・団体の理事等を務めている場合は、就任時期をあわせてご記入ください。

※ 市区町村社協の役職員の場合、都道府県社協や全社協の事業・活動における功績も対象となります。また、指定都市の区の社協の役職員の場合、指定都市社協や都道府県社協、全社協の事業・活動における功績も対象となります。

※ 都道府県社協の役職員の場合、全社協の事業・活動における功績も対象となります。また、指定都市社協の役職員の場合、都道府県社協や全社協の事業・活動における功績も対象となります。

功績概要3について

- 所属社協の役職員の立場を離れた、一市民（個人）としての福祉関係の活動について確認するための項目です。
- 地域の諸団体への参加を通じての福祉活動、ボランティア活動など、社協での業務以外で、個人の立場で取り組んだ福祉向上への活動について、具体例を挙げてその概要を記載してください。
- 地域の福祉向上につながる活動が対象ですので、ご留意ください。

社協・民間社会福祉団体功労

民間社会福祉団体役員の功績概要の記入について

全国社会福祉協議会 総務部

対象団体（民間社会福祉団体）の範囲について

- 社会福祉協議会・民間社会福祉団体功労の対象となる「民間社会福祉団体」は、
【1】都道府県（指定都市の団体の場合は指定都市）全体を活動範囲とし、
【2】法人格を有し、
【3】第1種もしくは第2種社会福祉事業を実施している
団体であることを基本とします。

- これは、都道府県民（指定都市の場合は市民）全体の福祉向上に継続的に貢献している民間社会福祉団体の役員を顕彰するためです。そのため、【1】から【3】に該当することに加え、特定の有志の者が設置する団体ではなく、幅広い者の参画により運営されている団体を念頭に置いています。

【本表彰では対象外としている団体】

- ・ 施設・事業所の利用者の保護者の会（理由は Q&A 記載のとおりです）
 - ・ 共同募金会
 - ・ 都道府県・市区町村の老人クラブ（連合会）
 - ・ 婦人会、子ども会、断酒会等、社会福祉事業に直接該当しない活動を行う団体
- ※ 上記以外の団体でも、活動の主目的が福祉の向上・増進以外である場合は、表彰の対象外です。

- なお、以下の要件に合致する場合は、準要件充足団体として表彰審査の対象とします。

① 法人格がない場合

- ● 当該団体の概要を把握するための資料として、以下の資料を推薦書に添付してください。
- 1) 団体の組織・事業案内（パンフレット等）または団体の基本規程
 - 2) 前年度の事業報告書
 - 3) 前年度の決算書
- これらの資料により、以下のことを確認します
- ◎ 福祉向上につながる事業の実施状況
 - ◎ 事業・活動の継続性

② 第1種・第2種社会福祉事業のいずれも実施していない場合

- ● 以下の情報を推薦書の功績概要1に記入してください。
- 1) 推薦者である都道府県・指定都市社協への加入・参加状況
 - 2) 推薦者である都道府県・指定都市社協の活動への協力・貢献の状況
- これらの情報により、以下のことを確認します
- ◎ 都道府県域全体、または指定都市域全体の福祉向上・増進への具体的な貢献内容
- 上記の記載がない場合、または、該当する事実がない場合は要件未充足とし、表彰の対象外となります。

③ 都道府県（指定都市）全域を活動範囲としていない

本表彰が想定している民間社会福祉団体は、都道府県・指定都市域を活動範囲とする民間社会福祉団体です。

【Q&A 抜粋】

- ・ 市区町村域の団体の役職等を通算することはできません。
- ・ 推薦書の「経歴概要」欄には、都道府県（指定都市）全域を活動範囲とする団体の役職等の記入および在職期間の通算をお願いします。

ただし、市区町村を主な活動範囲とする団体であっても、以下の2つの要件のいずれかに該当する団体は、表彰審査の対象とする場合があります。

- 1) 団体の活動に一定の広がりをもつ（広域的な活動への参加・協力等）
（例）都道府県（指定都市）組織の活動への委員等としての参画
（例）他の市区町村の同種の団体との連携・協力
- 2) 都道府県民（指定都市の場合は市民）全体の福祉向上への貢献
（例）都道府県・指定都市内の同種の活動をリードするような活動の展開
（例）他の市区町村の同種の団体の立ち上げ支援、研修受け入れ

- ● 上記の1) または 2) を推薦書の「功績概要1」に記入してください。
※可能な限り具体的に記入してください。

まず、所属団体が本功労の対象団体であるかを確認してください

功績概要 1 について

- 候補者（民間社会福祉団体役員）が所属している団体の事業・活動の中で、どのように功績顕著であるかをご記入いただくための項目です。
- どのような事業・活動において、どのように功績をあげてこられたのか、主なものについて具体的にご記入ください。

功績概要 2 について

- 候補者（民間社会福祉団体役員）が、所属団体以外の他の福祉団体や行政機関等の事業・活動においても功績（活動実績）があることを確認するための項目です。
- 所属団体役員として、行政機関や他の福祉団体の委員等に就任している場合は、その委員会や検討会等の主催団体の概要（名称、設置者）、活動の目的・時期・内容を具体的にご記入ください。
- 他法人・団体の理事等を務めている場合は、就任時期をあわせてご記入ください。

※ 市区町村社協や都道府県・指定都市社協、全社協の委員会・検討会の委員等としての活動（功績）も対象となります。

功績概要 3 について

- 所属団体の役員の立場を離れた、一市民（個人）としての福祉関係の活動について確認するための項目です。
- 地域の諸団体への参加を通じての福祉活動、ボランティア活動など、所属団体での業務以外で、個人の立場で取り組んだ福祉向上への活動について、具体例を挙げてその概要を記載してください。
- 地域の福祉向上につながる活動が対象ですので、ご注意ください。

(別紙)

令和6年度全社協会長表彰推薦枠数について

1. 被表彰者枠数

次頁「令和6年度全社協会長表彰枠数一覧」のとおり。

永年勤続功労者については枠数の制限(上限)はありません。

なお、社会福祉事業協助者(感謝)については、事前に本会までご相談いただき、要件を満たす候補者がいる場合のみご推薦ください(「推薦事務に関するQ&A」参照)。

2. 枠数の算出について

(1) 民生委員・児童委員功労者

民生委員・児童委員定数に対して、650名に1名の割合で算出。

〈算出資料〉「**令和4年度福祉行政報告例**」

(2) 社会福祉法人・福祉施設功労者

社会福祉施設職員数(常勤換算職員数)に対して、2,200名に1名の割合で算出。

〈算出資料〉「**平成29年社会福祉施設等調査報告**」

「**平成29年介護サービス施設・事業所調査**」

※ 都道府県・指定都市別従事者数を把握できる最新統計であるため、上記を算出資料としています。

(3) 社会福祉協議会・民間社会福祉団体功労者

社協関係役職員分1名、民間社会福祉団体分1名、合計2名を基礎とし、都道府県・郡市区町村社協の役職員数に対して480名あたり1名を加算して算出。

〈算出資料〉「**令和5年度市区町村社会福祉協議会職員状況調査**」

「**令和5年度取り組み課題、予算等に関する調査**」

(4) 社会福祉協議会優良活動

各都道府県・指定都市につき、1か所。

令和6年度全社協会長表彰枠数一覧

社協名	民生委員・ 児童委員功労	社会福祉法人・ 社会福祉施設功労	社協・民間社会 福祉団体功労	永年勤続功労	社協優良活動
北海道	17	23	16	枠 数 な し	1
青森県	6	10	7		1
岩手県	6	10	9		1
宮城県	5	7	11		1
秋田県	6	10	8		1
山形県	5	8	8		1
福島県	7	10	10		1
茨城県	10	16	9		1
栃木県	7	10	6		1
群馬県	7	12	9		1
埼玉県	15	27	14		1
千葉県	12	23	10		1
東京都	18	62	18		1
神奈川県	8	15	6		1
新潟県	6	12	11		1
富山県	4	7	5		1
石川県	5	9	4		1
福井県	3	6	7		1
山梨県	4	5	5		1
長野県	9	14	21		1
岐阜県	8	11	10		1
静岡県	7	11	9		1
愛知県	12	21	16		1
三重県	7	11	12		1
滋賀県	5	8	8		1
京都府	5	8	7		1
大阪府	14	25	10		1
兵庫県	12	21	15		1
奈良県	5	7	6		1
和歌山県	5	7	6		1
鳥取県	3	5	5		1
島根県	4	7	7		1
岡山県	5	8	6		1
広島県	7	11	8		1
山口県	6	9	7		1
徳島県	3	6	5		1
香川県	4	6	5		1
愛媛県	6	9	8		1
高知県	4	6	6		1
福岡県	8	17	9		1
佐賀県	4	6	6		1
長崎県	6	10	8		1
熊本県	6	11	9		1
大分県	5	8	7		1
宮崎県	4	10	8		1
鹿児島県	7	13	9		1
沖縄県	4	10	6		1
札幌市	5	8	5	1	
仙台市	3	5	3	1	
さいたま市	2	5	3	1	
千葉市	2	4	5	1	
横浜市	8	16	6	1	
川崎市	3	6	4	1	
相模原市	2	3	3	1	
新潟市	2	5	11	1	
静岡市	2	4	5	1	
浜松市	3	4	3	1	
名古屋市	7	9	5	1	
京都市	5	7	5	1	
大阪市	7	12	6	1	
堺市	2	4	2	1	
神戸市	4	7	5	1	
岡山市	2	4	2	1	
広島市	3	6	3	1	
北九州市	3	5	3	1	
福岡市	4	7	3	1	
熊本市	2	4	2	1	
総数	397	703	496		67

コード		所属・施設名	略称
所属	施設		
01	00	民生委員・児童委員	なし
02		社会福祉協議会	
02	01	社会福祉協議会役員	なし
02	02	社会福祉協議会職員	なし
03	00	民間社会福祉関係団体役職員(社団、財団、社協および施設経営のない法人等)	
04		社会福祉法人	
04	01	社会福祉法人役員(理事、監事、評議員)	(社福)
04	02	社会福祉法人職員(社会福祉施設職員以外の職員)	(社福)
05		保護施設	
	01	救護施設	(救護)
	02	更生施設	(更生)
	03	その他保護施設(医療保護施設、授産施設、宿所提供施設)	(その他保護施設)
06		老人福祉施設	
	01	養護老人ホーム(一般・盲)	(養護老人)
	02	特別養護老人ホーム	(特養)
	03	軽費老人ホーム(A型、B型、ケアハウス、都市型)	(軽費)
	04	老人デイサービスセンター、通所介護(デイサービス)	(老人デイ)
	05	老人短期入所施設、短期入所生活介護(ショートステイ)	(老短期入所)
	06	老人福祉センター	(老人センター)
	07	老人介護支援センター	(老介護支援)
07		身体障害者社会参加支援施設	
	01	身体障害者福祉センター	(身障)
	02	補装具製作施設	(補装具製作)
	03	視聴覚障害者情報提供施設	(視聴覚情報)
08		障害者支援施設等	
	01	障害者支援施設	(障害支援施設)
	02	障害福祉サービス事業のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、共同生活援助を行う施設	(障害福祉)
	03	地域活動支援センター	(地域活動)
	04	福祉ホーム	(福祉ホーム)
09		児童福祉施設	
	01	助産施設	(助産施設)
	02	乳児院	(乳児院)
	03	母子生活支援施設	(母子支援)

コード		所属・施設名	略称
所属	施設		
	04	保育所	(保育所)
	05	認定こども園	(こども園)
	06	児童養護施設	(児童養護)
	07	児童心理治療施設	(児童心理)
	08	児童自立支援施設	(児童自立)
	09	障害児入所施設	(障害児入所)
	10	児童厚生施設	(児童厚生)
	11	その他児童福祉施設(児童発達支援センター、児童家庭支援センター、里親支援センター)	(その他児童施設)
10	00	母子・父子福祉施設	(母父子)
11		その他の社会福祉施設等	
	01	授産施設	(事業授産)
	02	宿所提供施設	(事業宿提)
	03	無料低額診療施設	(無低診療)
	04	第2種社会福祉事業たる介護老人保健施設	(事業老健)
	05	隣保館	(隣保)
	06	その他(地域福祉センター、へき地保健福祉館、へき地保育所・季節保育所、盲人ホーム等)	(その他の施設)
12	00	女性自立支援施設(旧婦人保護施設)	(女性支援)

令和6年度

全社協会長表彰 推薦事務に関する Q & A

-推薦事務にあたって-

- 本 Q & A は、全社協会長表彰の推薦事務を行うに際し、過去に寄せられた質問、および表彰規程上の文言だけでは具体的解釈が不分明であった事項について、本年度の表彰における具体的な取り扱いを示したものです。
- 推薦書は、都道府県・指定都市社協において作成してください。
※例年、推薦候補者の所属団体・施設等から提供された情報をそのまま転記していると思われる推薦書があります。
※推薦候補者の所属団体・施設等から提供された情報をもとに推薦書を作成する際は、推薦要件の充足状況、提供された情報の過不足をご確認ください。
- 表彰事務に際しては、あらかじめ本 Q & A の内容をご確認いただくようお願いいたします。
- 本 Q & A は、推薦を行う各都道府県・指定都市社協担当者用に作成したものですので、外部への配布はお控えください。

全国社会福祉協議会

目 次

凡例：各表彰区分は、次のとおり略記。

民生委員・児童委員功労表彰 ⇒ 民生委員・児童委員功労

社会福祉法人・福祉施設功労表彰 ⇒ 社会福祉法人・福祉施設功労

社協・民間社会福祉団体功労表彰 ⇒ 社協・民間団体功労

永年勤続功労表彰 ⇒ 永年勤続功労

社会福祉協議会優良活動表彰 ⇒ 社協優良活動

1. 各表彰区分共通

- 問1 表彰規程第2条第2項第2号において、表彰対象とならない者として、「厚生労働大臣表彰（旧厚生大臣表彰）または同特別表彰を受けた者」が規定されているが、この大臣表彰の範囲は。(p.1)
- 問2 表彰規程第2条第2項第3号において、過去に全社協会長より「社会福祉事業功労者として表彰を受けた者」は表彰の対象とならないこととされているが、表彰区分が異なる場合も、表彰の対象とはならないのか。(p.1)
- 問3 同じ年度に、全社協会長表彰とともに厚生労働大臣表彰の候補者としての推薦を行うことに問題はないか。(p.1)
- 問4 枠数を超えて推薦することは可能か。(p.1)
- 問5 表彰区分の取り扱いについて、表彰枠数との関係で、現職とは直接異なる他の表彰区分の候補者として推薦することは可能か。(p.1)
- 問6 各表彰区分とも、被表彰者は「現職」であることと規定されているが、この「現職」の定義は。(p.1)
- 問7 「民生委員・児童委員功労」「社会福祉法人・福祉施設功労」「社協・民間団体功労」のいずれにおいても、その要件として、過去に都道府県知事（指定都市市長）表彰もしくは都道府県社協会長表彰を受けていることが規定されているが、本年度、いずれかの表彰を受ける予定である場合は、要件を満たすものとして認められるのか。(p.2)
- 問8 「民生委員・児童委員功労」「社会福祉法人・福祉施設功労」「社協・民間団体功労」のいずれにおいても、「功績顕著な者」であることを要件としているが、この「功績顕著」の解釈は。(p.2)
- 問9 市区町村社協においては、ホームヘルプサービスやデイサービス等の居宅サービス等多様な事業を実施しているが、これらの事業に従事する職員のうち、とくに功績が顕著と認められる職員の表彰区分は。(p.3)
- 問10 地域包括支援センターの職員は、表彰の対象となるか。(p.3)
- 問11 表彰要件である在職期間の算定に関して、産休・育休期間については在職期間に含めてよいか。(p.3)

問 12 指定都市のある道府県において、「社会福祉法人・福祉施設功労」の候補者が所属する法人の本部が指定都市内にあり、4月1日時点で勤務している施設が指定都市外にある場合、道府県社協と指定都市社協のどちらが当該候補者の推薦者となるのか。
(p.4)

問 13 「社会福祉法人・福祉施設功労」、「社協・民間団体功労」の在職期間の算定にあたり、「役員」としての在任期間と「職員」としての在職期間を通算することができるか。
(p.4)

2. 表彰区分別

＜社会福祉法人・福祉施設功労表彰（表彰規程第4条）関係＞

問 14 表彰規程第2条第1項第2号における「社会福祉法人・福祉施設功労の役職員」の対象範囲は。(p.4)

問 15 社会福祉法人が経営する「居宅介護支援事業所」、「子育て支援センター」、「グループホーム」等の職員は対象となるか。(p.5)

問 16 社会福祉法人に勤務している職員は全職種とも対象となるか。(p.5)

問 17 障害者自立支援法施行に伴う障害者福祉施設ならび児童福祉施設に係る留意点は。
(p.5)

問 18 表彰の対象となる「公立の社会福祉施設の職員」については、「専任職員に限る」とされているが、具体的な範囲は。(p.5)

問 19 在職年数の要件に関して、施設職員は複数の施設での在職期間を通算することが可能か。(p.6)

問 20 公立施設に勤務していた者が民間施設に移った場合、在職期間の通算は可能か(p.6)。

問 21 幼保連携型認定こども園は、「社会福祉法人・福祉施設功労」の対象施設となるか。
(p.6)

＜社協・民間団体功労表彰（表彰規程第5条）関係＞

問 22 表彰の対象となる「民間社会福祉団体」の具体的範囲は。(p.6)

問 23 表彰規程第5条第1項第1号における「社協・民間福祉団体の役職員」の範囲は。
(p.7)

問 24 複数の社協または民間社会福祉団体の勤続年数を通算することは可能か。(p.7)

問 25 社協と他の団体との合併が行われた場合や、他の団体の事業が社協に移管された場合、合併前または事業移管前の団体における勤続年数は通算することが可能か。(p.7)

問 26 地区社協の役員は表彰の対象となるか。(p.7)

問 27 市区町村社協役員の在任期間の算定に際して、法人化がなされる前の期間については在任期間に含めてよいか。また、市区町村社協の役員となる前に、当該市区町村内の地区社協の役員を務めていた場合、その期間を通算することは可能か。(p.7)

問 28 都道府県社協における運営適正化委員会委員、市区町村社協における苦情解決に係る第三者委員等は、社協の「役職員」として表彰対象となるか。(p.8)

問 29 社協以外の組織に属するホームヘルパーを推薦する場合、表彰の区分は社協・民間団体功勞でよいか。(p.8)

問 30 里親会の職員は対象となるか。(p.8)

<永年勤続功勞表彰（表彰規程第 6 条）関係>

問 31 定年退職後、嘱託職員として引き続き施設に勤務している者については、「現職」として表彰対象者となるか。(p.8)

問 32 永年勤続功勞の推薦にかかる勤務年数の算定について、複数の法人における社会福祉施設の勤続年数を通算することはできるか。(p.8)

<社協優良活動表彰（表彰規程第 8 条）関係>

問 33 「社協優良活動表彰」の対象となる、社協の範囲、活動内容等の具体的要件は。(p.9)

3. 感謝

問 34 全社協会長「感謝」の対象となる者（個人・団体）の具体的要件は。(p.9)

【別表】 全国社会福祉協議会 会長表彰 社会福祉施設一覧

【参考】 障害保健福祉施策に関する旧法における障害者福祉施設一覧

1. 各表彰区分共通

問1 表彰規程第2条第2項第2号において、表彰対象とならない者として、「厚生労働大臣表彰（旧厚生大臣表彰）または同特別表彰を受けた者」が規定されているが、この大臣表彰の範囲は。

（答）

大臣表彰については、全国社会福祉大会で行われる表彰に加え、民生委員大会や社会福祉施設関係種別協議会の記念大会で実施される大臣表彰（特別表彰）など、社会福祉関係の大臣表彰すべてを含みます。

問2 表彰規程第2条第2項第3号において、過去に全社協会長より「社会福祉事業功労者として表彰を受けた者」は表彰の対象とならないこととされているが、表彰区分が異なる場合も、表彰の対象とはならないのか。

（答）

表彰区分が異なる場合（民生委員・児童委員功労、社会福祉法人・福祉施設功労、社協・民間団体功労、永年勤続功労および記念大会等における会長特別表彰のいずれとも）であっても、過去に表彰を受けている場合には、表彰の対象者とはなりません。

ただし、「社会福祉協議会優良活動表彰」は特定の個人を表彰するものではなく、社協の「活動」を表彰するものであるため除きます。

問3 同じ年度に、全社協会長表彰とともに厚生労働大臣表彰の候補者としての推薦を行うことに問題はないか。

（答）

平成28年度より、前年度以前の厚生労働大臣表彰受章者を表彰対象外とし、当年度における厚生労働大臣表彰候補者については、本会会長表彰の受章を妨げないものとします。

なお、当年度内に種別協議会など他の大会で実施されている厚生労働大臣表彰を受章された場合も、本会会長表彰の受章を妨げないものとします。

問4 枠数を超えて推薦することは可能か。

（答）

枠数が定められている「表彰区分」においては、枠数を超えた推薦は認められません。枠数内での推薦順位を推薦書にご記入のうえ、ご推薦ください。

平成27年度まで厚生労働大臣表彰と重複して推薦される方がいる場合のみ、表彰対象外となる可能性があるため、枠数を超えた推薦を「補欠推薦」として受け付けていましたが、上記問3のとおり、当年度における重複推薦・受賞が可能となりましたので補欠推薦は受け付けません。

問5 表彰区分の取り扱いについて、表彰枠数との関係で、現職とは直接異なる他の表彰区分の候補者として推薦することは可能か。

（答）

現職とは異なる他の表彰区分による推薦は認められません。

たとえば、施設経営を目的とした社会福祉法人を、「民間（社会福祉）団体」と位置付けて「社協・民間団体功労」枠で推薦することは認められません。この場合、あくまで「社会福祉法人・福祉施設功労」枠でご推薦ください。

問6 各表彰区分とも、被表彰者は「現職」であることと規定されているが、この「現職」の定義は。

（答）

各区分とも、推薦年度の4月1日（本年度の表彰については、令和6年4月1日）現在、該当する表彰区分の職種において現職であり、その後も継続してその職種に従事している者を対象としています。

そのため、その前日（令和6年3月31日）をもって退職している場合には、表彰の対象とはなりませんのでご注意ください。

なお、4月1日時点では現職であったものの、病気等のために4月2日以後に退職した場合、また死亡した場合には、当年度の表彰の対象として認められます。

問7 「民生委員・児童委員功労」「社会福祉法人・福祉施設功労」「社協・民間団体功労」のいずれにおいても、その要件として、過去に都道府県知事（指定都市市長）表彰もしくは都道府県社協会長表彰を受けていることが規定されているが、本年度、いずれかの表彰を受ける予定である場合は、要件を満たすものとして認められるのか。

（答）

規程上、「過去に表彰された者」と明示されており、本年度の受章予定者は認められません。本年度の表彰を受けたうえで、次年度以後ご推薦ください。

ただし、下記にあるような特殊事情がある場合には、特例として当該年度の表彰対象とすることもありますので、個別に全社協総務部までご照会ください。

<特殊事情>

- ①定年のために本年度での退職が決まっている場合（再雇用もない場合）。
- ②病気等により、今後の復職がきわめて困難である場合。

問8 「民生委員・児童委員功労」「社会福祉法人・福祉施設功労」「社協・民間団体功労」のいずれにおいても、「功績顕著な者」であることを要件としているが、この「功績顕著」の解釈は。

（答）

表彰規程第2条でいう「功績顕著」とは、都道府県（指定都市）における社会福祉事業の向上・発展のために貢献されていることを念頭としており、それを裏付ける意味で、県（市）段階においても功績顕著により知事等の表彰を受けていることを要件としています。

推薦にあたっては、長期勤続者に対する「永年勤続功労」との差異を明らかにし、その選考の公正を期すため、具体的な功績を記載していただいています。

例年、

- ・ 「長期にわたり勤続し、法人の発展に貢献した」
- ・ 「勤務態度が良好である」
- ・ 「他の職員の模範となっている」

といったことのみを「功績概要」に記載している推薦書が多くみられますが、こうした内容のみでは功績顕著の理由として不十分であり、審査の対象とすることはできません。

記入の視点として、下記を参照してください。

【民生委員・児童委員功労】

- ① 民生委員・児童委員として県（市）下での活動実績と民児協において組織発展に貢献する取り組みや業績、
- ② 行政や社協等が設置する福祉関係の委員会や検討会などに委員として参画するなど、地域や県域の福祉推進への貢献、
- ③ 民生委員・児童委員、民児協の活動以外で、地域に根ざした取り組みや功績

【社会福祉法人・福祉施設功労】

- ① 所属する組織において組織の発展やサービスの向上に貢献する取り組みや業績、
- ② 所属する組織を通じて、行政や社協等が設置する福祉関係の委員会や検討会などに委員として参画するなど、地域や県域の福祉推進への貢献、
- ③ 種別協議会における役員歴や同研修会等での研究発表、また地域に根ざした取り組みや活動等、その専門性を生かした活動に関する功績

【社協・民間団体功労】

- ① 所属する社協・団体等において、組織に貢献する取り組みや業績、
- ② 所属する組織を通じて、行政や社協等が設置する福祉関係の委員会や検討会などに委員として参画するなど、地域や県域の福祉推進への貢献、
- ③ 社協・所属団体以外の場における地域に根ざした取り組みや功績

原則として、①の記入のみでは不十分であり、②③の功績について記入されていることを審査の要件とします（①のみで認められるのは、とくに功績抜群と認められる場合のみ）。

なお、「社会福祉法人・福祉施設功労」や「社協・民間団体功労」については、県種別協組織や推薦元法人等に推薦書の記入を依頼されているケースも見受けられますが、同封の「記入上のポイント」、「記入例」を記入者にご提示ください。

例年、具体的な功績の内容が未記入・不分明な推薦書が多く、この場合、功績の確認や追加記入（再提出）をお願いすることになりますので、推薦書提出時には、都道府県・指定都市社協において上記の功績内容の記載について十分ご確認いただきますようお願いいたします。

問9 市区町村社協においては、ホームヘルプサービスやデイサービス等の居宅サービス等多様な事業を実施しているが、これらの事業に従事する職員のうち、とくに功績が顕著と認められる職員の表彰区分は。

（答）

介護保険制度や障害者保健福祉施策のもとで、市区町村社協においては多様な事業が展開されていますが、こうしたサービスに従事する職員については、その所属が社協であることに基づき、「社協・民間団体功労」の対象者として整理することとします。児童館等受託施設の職員も同様です。

各表彰区分の枠数の算定にあたっては、各区分の従事者数を基礎としており、社協の職員数については、ホームヘルパー等の居宅サービス従事者や受託経営の福祉施設従事者数も含めて「社協・民間団体功労」枠の従事者数に算入しています。

なお、「社協・民間団体功労」に関して、社協が行うホームヘルプサービスに従事するホームヘルパーについては、ホームヘルプサービスが市区町村社協が先駆的に取り組んできた事業でもあることから、表彰要件を満たすホームヘルパーにあつては、積極的にご推薦ください（功績の記入にあたっては問8をご覧ください）。

問10 地域包括支援センターの職員は、表彰の対象となるか。

（答）

社協が運営を受託している地域包括支援センターの職員の場合、「社協・民間団体功労」の区分で推薦いただくことが可能です。

また、社会福祉法人が運営する地域包括支援センターの職員については、平成28年度全社協会長表彰より「社会福祉法人・福祉施設功労」の対象としており、同区分で推薦いただくことが可能です。

一方、自治体が運営する地域包括支援センターの職員については、同センターは社会福祉法（第2条）において社会福祉事業として規定されておらず、また、老人福祉法に基づく「福祉施設」の位置付けにもないことから、本会会長表彰の対象者とはなりません。

問11 表彰要件である在職期間の算定に関して、産休・育休期間については在職期間に含めてよいか。

（答）

私的事由による休職を除き、産前・産後休暇（産休）、育児休業、就業規則で認められた部分休業や介護休暇等については、在職期間に含めていただいて結構です。

なお、これに該当しない場合は全社協総務部まで個別にご照会ください。

休職・休暇等の区分	在職期間算定上の取り扱い
1. 私的事由による休職	在職期間に 含めない
2. 産前・産後休暇（産休）	同 含める
3. 育児休業	同 含める
4. 就業規則で認められた部分休業や介護休暇等	同 含める

問 12 指定都市のある道府県において、「社会福祉法人・福祉施設功労」の候補者が所属する法人の本部が指定都市内にあり、4月1日時点で勤務している施設が指定都市外にある場合、道府県社協と指定都市社協のどちらが当該候補者の推薦者となるのか。

(答)

この場合、道府県社協が推薦者となります。

なお、4月1日時点で現職として勤務している施設や法人本部が指定都市内である場合は、指定都市社協が推薦者となります。いずれの場合においても、推薦にあたっては、道府県および指定都市社協においてご相談のうえ、ご推薦ください。

問 13 「社会福祉法人・福祉施設功労」、「社協・民間団体功労」の在職期間の算定にあたり、「役員」としての在任期間と「職員」としての在職期間を通算することができるか。

(答)

「社会福祉法人・福祉施設功労」、「社協・民間団体功労」については、在職期間の算定にあたり役員歴と職員歴を通算することはできません。

例えば、職員としての勤務年数が10年、理事（施設長兼務）が5年、合わせて15年という期間通算は認められません。この場合、職員としての在職期間でみれば施設長としての5年間を含めて15年、役員としての在職期間でみれば5年にすぎず、最短でも施設長としてあと5年勤務し、職員としての20年の要件充足が必要となります。

2. 表彰区分別

＜社会福祉法人・福祉施設功労表彰（表彰規程第4条）関係＞

問 14 表彰規程第2条第1項第2号における「社会福祉法人・福祉施設の役職員」の対象範囲は。

(答)

社会福祉法人・福祉施設功労の要件は、

- ・ 社会福祉法人の理事、監事、評議員および職員（法人本部、福祉施設）、あるいは、社会福祉法人以外の法人等が経営する福祉施設の職員であっていずれも現職であることを要件とします。また、公立の福祉施設職員は専任職員に限るものとします。
- ・ 在職年数要件として、社会福祉法人の役員は15年以上、社会福祉法人の職員および社会福祉法人以外の法人等が経営する福祉施設の職員は20年以上であること
- ・ 過年度において、都道府県知事（指定都市にあってはその市長を含む。）または都道府県社会福祉協議会会長から、功績顕著の故をもって表彰された者であること

です。なお、職員とは、当該法人・施設と雇用関係にある者を指します。

社会福祉法人の役職員と社会福祉法人以外の法人等が経営する社会福祉施設の職員においては、下記のとおり表彰要件が異なります。

永年勤続功労表彰における社会福祉法人・福祉施設の役職員の考え方についても、社会福祉法人・福祉施設功労と同様とします。

(1) 社会福祉法人の役職員の対象要件は、

- ① 現職であること。
- ② 在職期間が、社会福祉法人の役員は15年以上、社会福祉法人の職員は20年以上であること。
- ③ 過年度において、都道府県知事（指定都市にあってはその市長を含む。）または都道府県社会福祉協議会会長から、功績顕著の故をもって表彰された者であること。

です。

推薦書に使用する所属・施設コードについては、本会で取りまとめた「別表：社会福祉施設一覧」をご使用ください。現職の所属先が、「別表：社会福祉施設一覧」に記載がない場合は、「0402 社会福祉法人職員」をご使用ください。

(2) 社会福祉法人以外の法人等が経営する福祉施設の職員の表彰要件は、

- ① 現職であること。
- ② 在職期間が、福祉施設の職員として20年以上であること。

③ 過年度において、都道府県知事（指定都市にあってはその市長を含む。）または都道府県社会福祉協議会会長から、功績顕著の故をもって表彰された者であること。
です。

社会福祉法人以外の法人等の職員については、原則、「別表：社会福祉施設一覧」に示す社会福祉施設に在職していることが要件となります。

問 15 社会福祉法人が経営する「居宅介護支援事業所」、「子育て支援センター」、「グループホーム」等の職員は対象となるか。

（答）

対象となります。

社会福祉法人の職員であれば、「居宅介護支援事業所」、「子育て支援センター」、「グループホーム」などの福祉施設以外の事業所等に勤務している場合であっても、表彰対象となります。

なお、社会福祉法人以外が経営する「居宅介護支援事業所」、「子育て支援センター」、「グループホーム」等については、福祉施設に該当しないため、「社会福祉法人・福祉施設功労」の対象となりません。

問 16 社会福祉法人に勤務している職員は全職種とも対象となるか。

（答）

社会福祉法人の職員であれば、職種（保育士、看護師、事務員など）は問いません。

問 17 障害者自立支援法施行に伴う障害者福祉施設ならび児童福祉施設に係る留意点は。

（答）

社会福祉法人の職員の場合は、上記のとおりいずれの福祉施設（事業）に従事していてもすべて対象となります。それ以外の法人等の職員で、障害者自立支援法におけるサービス体系（新体系）に移行した事業所に所属している場合は、

①当該事業所が、新体系への移行前に「参考」（本 Q&A 最終頁）に示す社会福祉施設に該当していたか

②「別表」あるいは「参考」に示す社会福祉施設での在職期間要件を充たしているかの2点に基づき「社会福祉法人・福祉施設功労」の推薦、審査を行うこととなります。

新体系に移行した施設の職員に関して、移行の前後とも各福祉法に規定される社会福祉施設に在職していた場合は期間通算が可能です。

ただし、推薦時点においては「別表」に示す福祉施設に在職していても、当該施設が新体系への移行前は「参考」に示す福祉施設に該当しない事業所（法律上の小規模授産施設として認められていない小規模作業所等）であった場合には、当該事業所での在職期間が20年を超えていても「社会福祉法人・福祉施設功労」の対象とはなりません。

【参考】障害保健福祉施策に関する旧法における障害者福祉施設一覧

問 18 表彰の対象となる「公立の社会福祉施設の職員」については、「専任職員に限る」とされているが、具体的な範囲は。

（答）

公立の福祉施設について、その施設の種類は「別表」に定めるもので社会福祉法人等の場合と共通です。また、ここでいう「専任職員」とは、当該施設に常勤する施設長、事務員、直接処遇職員等です。

例年、福祉事務所、保健福祉センター、保健所、児童相談所、障害者更生相談所等の福祉関係現業機関に勤務する職員が推薦される例がみられますが、これらの現業機関職員は表彰の対象にならないのでご留意ください（これらの職員は、厚生労働省大臣表彰の対象）。

行政が運営する地域包括支援センターの職員についても同様です。

問 19 在職年数の要件に関して、施設職員は複数の施設での在職期間を通算することが可能か。

(答)

「社会福祉法人・福祉施設功労」において、福祉施設の職員として功績顕著な者を推薦する場合は、複数の施設での在職期間を通算することは可能です。この場合、同一法人が経営する複数の施設、または法人が異なる複数の施設、いずれについても期間通算は可能です。

問 20 公立施設に勤務していた者が民間施設に移った場合、在職期間の通算は可能か。

(答)

施設功労については、経営主体にかかわらず、社会福祉施設での勤務を評価するものであり、公私の福祉施設間での在職年数の通算は可能です。

問 21 幼保連携型認定こども園は、「社会福祉法人・福祉施設功労」の対象施設となるか。

(答)

幼保連携型認定こども園については、社会福祉法第二条三項二号の二に規定されている社会福祉施設であるため対象となります。また、認定こども園の法人格は問いません。

ただし、勤続期間の算定にあたって、幼稚園が認定こども園に移行した場合は、幼稚園における勤続期間は通算できません。

<社協・民間団体功労表彰(表彰規程第5条)関係>

問 22 表彰の対象となる「民間社会福祉団体」の具体的範囲は。

(答)

都道府県(指定都市)全体を活動範囲とし、法人格を有し、社会福祉法に規定する社会福祉事業を実施している団体であることを基本とします。

「社協・民間団体功労」の被表彰者の枠数算定の基本的な考え方は、社協枠1名および民間社会福祉団体枠1名を基本とし、これに市区町村社協の職員数に応じた加算を行っています。

そのため、被推薦者の属する団体については、都道府県(指定都市)全域を活動対象とする規模をもつほか、特定の有志の者が設置する団体ではなく、幅広い者の参画により運営される団体を念頭に置いています。

民間社会福祉団体の取り扱いについては、推薦にあたり各都道府県社協間で差異があります。

具体的な要件としては、

① 原則として法人格を有していること、

② 第1種もしくは第2種社会福祉事業を実施していること、

③ 都道府県(指定都市)全域を活動範囲とするなど、一定の広がりをもつとともに、県民(市民)全体の福祉向上に貢献していること、

④ 毎年度、継続して活動を展開していること、

等にご留意ください。

なお、市町村域の団体の役職等を通算することはできませんので、推薦者の「経歴概要」欄につきましては、都道府県(指定都市)全域を活動範囲とする団体の役職等の記入および在職期間の通算をお願いします。

加えて、昨今、小規模作業所(旧法において小規模通所授産施設として認められていないもの)を設置する保護者の会を民間団体として、その代表者を推薦されるケースもみられますが、この場合は社会福祉事業の実施団体ではないこと、また活動区域が当該施設のみであり、また利用者も限定され、県(市)内の不特定多数の者の社会福祉の向上に取り組む団体とは言い難いため、「社協・民間団体功労」の対象とはしていません。

法人格を有しない団体を推薦する場合には、当該団体の概要がわかる資料として、パンフレット(事業案内)もしくは規程、前年度の事業報告・決算書を添付してください。

また、次の団体については、表彰の対象外としていますのでご注意ください。

① 共同募金会

② 都道府県・市区町村の老人クラブ(連合会)

③ 婦人会、子ども会、断酒会等、社会福祉事業に直接該当しない活動を行う団体

問 23 表彰規程第 5 条第 1 項第 1 号における「社協・民間福祉団体の役職員」の範囲とは。

(答)

社会福祉法人たる社協にあっては、理事、監事、評議員および職員であり、その他の法人にあっては、当該法人において議決権・執行権を有する役員ならびに雇用関係にある職員をその範囲としています。

問 24 複数の社協または民間社会福祉団体の勤続年数を通算することは可能か。

(答)

従来、複数の社協、複数の民間社会福祉団体の勤務年数の通算は認めていませんでしたが、当該候補者に関して、複数の社協あるいは複数の民間社会福祉団体での勤務経験が、現職における功績に大きく関係していることが考えられることから、平成 28 年度から以下の取り扱いを原則としています。

- ①複数の社協での勤続年数：通算を認める（自己都合による退職、再就職の場合を含む）
- ②複数の民間社会福祉団体での勤続年数：同種の社会福祉事業を実施する団体間の場合に限り、通算を認める。
- ③社協、民間社会福祉団体間での勤続年数：当該社協・団体間の合併や事業移管等による場合に限り、通算を認める（自己都合による退職、再就職の場合を除く）。

なお、社協と福祉施設、民間社会福祉団体と福祉施設といった表彰区分をまたいでの勤続年数の通算は認められません。

問 25 社協と他の団体との合併が行われた場合や、他の団体の事業が社協に移管された場合、合併前または事業移管前の団体における勤続年数は通算することが可能か。

(答)

社協と他の団体との合併および他の団体から社協への事業移管のいずれの場合においても、合併前または事業移管前の団体における勤続年数と、合併後または事業移管後の社協における勤続年数が連続している場合は、その勤続年数を通算することが可能です。

なお、推薦書の記入に際しては、合併前または事業移管前の団体での役職歴と合併後の社協での役職歴の双方をご記入ください。

問 26 地区社協の役員は表彰の対象となるか。

(答)

組織の実態と継続的な活動が担保されている場合（予算、事業計画に基づき継続的に活動が行われている場合）には、表彰対象としています。

表彰の対象となる地区社協（市区町村社協の内部に設置される地区、校区等を単位とした任意設置の社協）は、①役員や財政等組織の実態が担保されていること、②毎年度継続した活動実績が担保されていることが条件です。

そのため、地区社協の役員を「社協・民間団体功労」の候補者として推薦する場合には、当該地区社協の概要がわかる資料（パンフレット（加入案内）や前年度の事業報告・決算書など）を添付してください。

問 27 市区町村社協役員の在任期間の算定に際して、法人化がなされる前の期間については在任期間に含めてよいか。また、市区町村社協の役員となる前に、当該市区町村内の地区社協の役員を務めていた場合、その期間を通算することは可能か。

(答)

法人化がなされる前の期間については、法人化された社協と同様、組織体制や活動実態が伴っている社協の場合には在任期間に含めることができます。

また、地区社協についても同様に、前問にあるように組織の実態と継続的な活動が担保されている場合には、在任期間に含めていただいても結構です。

問 28 都道府県社協における運営適正化委員会委員、市区町村社協における苦情解決に係る第三者委員等は、社協の「役職員」として表彰対象となるか。

(答)

運営適正化委員会委員、苦情解決事業に係る第三者委員等は、社協の役職員とはいえず、表彰の対象とはなりません。

日常生活自立支援事業や苦情解決事業に係る運営適正化委員会委員や第三者委員などは、その職責の重さは別として、社協やサービス利用者双方からも中立である「第三者性」がきわめて重要とされることから、これらの者を社協の「役職員」とすることには課題があり、表彰の対象とはしていません。

問 29 社協以外の組織に属するホームヘルパーを推薦する場合、表彰の区分は社協・民間団体功勞でよいか。

(答)

行政直営の事業として実施されているものでないホームヘルプサービスの場合は、「社協・民間団体功勞」の候補者として推薦することは可能です。

ただし、社協・民間団体功勞の趣旨は、所属する社協（民間団体）の発展への貢献を通じて県（市）内福祉の充実への功績を表彰するものであるため、当該ホームヘルプサービスが団体の中核的な事業となっていることが重要です。また、同様の趣旨で他団体に所属している期間との勤続年数の通算はできません。

なお、事業移管等、従事者本人の意思によらない場合の転籍については、期間通算等を認め会長表彰の対象とする場合もありますので、全社協総務部まで個別にご照会ください。

問 30 里親会の職員は対象となるか。

(答)

里親会は社会福祉事業の実施団体ではありませんが、社協の構成組織となっている場合も多いため、県内の社会福祉の発展・向上に寄与していることや、そして当該候補者の実績等が表彰要件を満たしていることが確認できれば、都道府県または指定都市の里親会の役職員を「社協・民間功勞」表彰の候補者としてご推薦いただくことができます。

この際、被推薦者が里親であったとしても、里親会の団体役職員として都道府県内の児童福祉の増進に寄与したことを功績とするものであり、里親としての功績を表彰対象とするものではありません。

<永年勤続功勞表彰（表彰規程第6条）関係>

問 31 定年退職後、嘱託職員として引き続き施設に勤務している者については、「現職」として表彰対象となるか。

(答)

常勤職員と同様の勤務実態にある嘱託職員については、表彰の対象となります。

永年勤続功勞の在職要件は 30 年以上であることから、施設職員などの場合、定年退職を迎える場合も想定されます。

そのため、定年退職後継続して勤務する嘱託職員についても、常勤職員と同様の勤務実態を有する者の場合には、表彰の対象となります。

なお、常勤職員等同様の勤務常態にない（例えば週 3 日勤務など）非常勤職員については、表彰規程第 7 条第 5 項第一号の算定方法を用いて勤務年数を算定してください。

問 32 永年勤続功勞の推薦にかかる勤務年数の算定について、複数の法人における社会福祉施設の勤続年数を通算することはできるか。

(答)

社会福祉法人・福祉施設の役員・職員に対する永年勤続功勞は、同一法人で長期に渡り社会福祉法人・福祉施設の業務に従事し、わが国社会福祉の発展に貢献した者を表彰することをその趣旨としており、原則として同一法人内の勤続年数を通算するものとし、複数法人間の勤続年数を通算することはできません。

せん。なお、「社会福祉施設」および「役員・職員」の範囲については、本 Q&A の「社会福祉法人・福祉施設功勞」に関する Q&A（問 14～問 21）記載の考え方に準じるものとします。

また、社協および民間社会福祉団体の役職員についても、同様に複数の法人の勤続年数を通算することはできません。

なお、法人の合併等、特別な事情がある場合は、あらかじめ全社協総務部にその取り扱いについて照会してください。

＜社協優良活動表彰（表彰規程第 8 条）関係＞

問 33 「社協優良活動表彰」の対象となる、社協の範囲、活動内容等の具体的要件は。

（答）

対象となる社協は、郡市区町村社協のほか、組織体制等が確立されている地区社協についてもその対象とすることができます。また、市町村合併に伴い、旧市町村域を活動範囲とする社協支所における活動も当面は表彰の対象とすることとします。市町村社協の支所を推薦する場合は、社協名を「〇〇社協 〇〇支所」のように記入してください。

社協支所の活動を推薦する場合には、当該活動が表彰規程第 8 条明記されているように、旧社協の時代を含め 3 年以上継続して実施され具体的成果をあげていること、合併後の現在も継続して実施されていることが要件となります。

「社協優良活動表彰」は、他の表彰区分とは異なり、個人ではなく社協の活動内容を表彰するものです（当該社協の組織・事業の総体を表彰対象とするものではなく、社協の個別の活動（複数の事業であっても相互の関係性が具体的であり、一つの活動として捉えることができる場合は可）が対象です）。各都道府県・指定都市で 1 社協のみの推薦枠としているように、各縣市を代表するような、また、社協活動として模範となるような内容、実績を上げている活動・事業であることが求められます。

したがって、推薦書は都道府県・指定都市社協において記入いただくことを前提としています。記入にあたっては、事業の概要にとどまらず、①事業の先駆性、独自性、②当該サービスの経年での利用実績等、他の社協の範となっている内容を具体的に記入いただくとともに、推薦者たる都道府県・指定都市社協からみた事業の評価をご記入ください（推薦書の「推薦理由」欄を必ず記入のこと）。

また、推薦する事業の名称に関しては、「地域福祉活動全般」「在宅サービス事業」などといった抽象的なものではなく、活動内容を表す具体的な事業名をご記入ください。

近年、「地域福祉活動計画の策定」といった事業名で推薦されるケースが見受けられますが、計画の策定そのものは住民に対する直接的な支援活動ではありませんので、対象外となります。

なお、推薦にあたっては、推薦書の「推薦案件」欄に具体的な事業名・活動名を記載するとともに、また、当該活動の内容がわかる参考資料（当該事業のパンフレット、具体的な事業報告、地区社協の場合には会員規程等組織の概要がわかるもの等）を必ず添付してください。

例年、推薦書の記載が不十分であり、何が特筆すべき活動内容なのか不明確なために再提出をお願いするケースが多くみられます。推薦書の記載にあたっては、以上の点を十分に踏まえたうえでご記入ください。

この社協優良活動表彰は、優良な特定の活動を表彰するものであり、平成 10 年度まで実施していた「優良社会福祉協議会」の表彰を受けた社協であっても、推薦対象とすることが可能です。

3. 感謝

問 34 全社協会長「感謝」の対象となる者（個人・団体）の具体的要件は。

（答）

表彰規程第 13 条にある「感謝」の具体的な要件は、

- ① 当該事業が全国規模、もしくは国際的視野に立った社会福祉の増進に関する活動であり、その功績が顕著であること

- ② 全社協の事業に対する協力で、とくに功績が顕著なもの
- ③ 都道府県・指定都市社協の事業等の発展に貢献し、その功績が顕著なもの
- ④ 当該県・市内の社会福祉の増進に寄与し、その功績が顕著なものを追加し、特にその功績が顕著である個人、団体を対象としました。

③、④の具体例としては、社協・ボランティアセンターと連携した地域福祉活動・ボランティア活動、被災地における支援活動などの功績が顕著である個人、団体などを想定しています。当該個人・団体の活動が、一定期間（概ね 5 年以上）、継続して上記に該当するものと認める具体的内容を明記して推薦してください。

ただし、都道府県・指定都市社協への寄付については、対象外とします。

また、推薦枠数については、各都道府県・指定都市において、1 件とします。

ご推薦のご意向の場合は、事前に本会までご相談ください。

《別表》

全国社会福祉協議会 会長表彰 社会福祉施設一覧

(令和6年度版)

<p>保護施設</p> <p>救護施設 更生施設 その他保護施設 医療保護施設 授産施設 宿所提供施設</p>	<p>児童福祉施設</p> <p>助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 認定こども園 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 障害児入所施設 児童厚生施設 その他児童福祉施設 児童発達支援センター 児童家庭支援センター 里親支援センター</p>
<p>老人福祉施設</p> <p>養護老人ホーム(一般・盲) 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム (A型、B型、ケアハウス、都市型) 老人デイサービスセンター 通所介護(デイサービス) 老人短期入所施設 短期入所生活介護(ショートステイ) 老人福祉センター 老人介護支援センター</p>	<p>母子・父子福祉施設</p> <p>母子・父子福祉センター 母子・父子休養ホーム</p>
<p>身体障害者社会参加支援施設</p> <p>身体障害者福祉センター 補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設</p>	<p>その他の社会福祉施設等</p> <p>授産施設 宿所提供施設 無料低額診療施設 第2種社会福祉事業たる介護老人保健施設 隣保館 その他(地域福祉センター へき地保健福祉館 へき地保育所・季節保育所 盲人ホーム 等)</p>
<p>障害者支援施設等</p> <p>障害者支援施設 障害福祉サービス事業のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、共同生活援助を行う施設 地域活動支援センター 福祉ホーム</p>	<p>女性自立支援施設(旧婦人保護施設)</p> <p>女性自立支援施設(旧婦人保護施設)</p>

《参考》

障害保健福祉施策に関する旧法における障害者福祉施設一覧

在職期間の算定にあたり、下記の障害者福祉施設での勤務していた者については、勤務年数を通算することができる（社会福祉法人・福祉施設功労／永年勤続功労表彰）

旧・身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設

- 身体障害者更生施設
 - ・肢体不自由者更生施設
 - ・視覚障害者更生施設
 - ・聴覚・言語障害者更生施設、
 - ・内部障害者更生施設
- 身体障害者療護施設
- 身体障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）
- 身体障害者福祉センター（A型、B型）、障害者支援センター
- その他身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設
 - ・補装具製作施設
 - ・盲導犬訓練施設
 - ・点字図書館
 - ・点字出版施設
 - ・聴覚障害者情報提供施設

旧・知的障害者福祉法による知的障害者援護施設

- 知的障害者更生施設（入所、通所）
- 知的障害者授産施設（入所、通所）
- 知的障害者小規模授産施設
- 知的障害者通勤寮
- その他知的障害者福祉法による知的障害者援護施設

旧・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設

- 精神障害者生活訓練施設
- その他精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設
 - ・精神障害者授産施設（通所、入所、小規模通所）
 - ・精神障害者福祉工場
 - ・精神障害者地域生活支援センター

【記入上のポイント】

<令和6年度版>

(1) 民生委員・児童委員功労

様式 1

被表彰候補者推薦書

推薦順位	第	位
------	---	---

推薦社協名

氏名	(ふりがな)		性別	生年月日	yyyy(年)/mm(月)/dd(日)で入力すると、現在の年齢が自動で計算されます。 2024年4月1日 現在 歳 ヶ月
	常用漢字ではない場合は、特に正確にはつきりと記入してください。		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
所属・施設コード (4桁)	0100	現住所 (自宅)	県名、郡市区町村名、番地までご記入ください。		
表彰歴	表彰名(表彰者)	功労内容(表彰区分の名称)			被表彰年月日
	県知事表彰 市長表彰(指定都市のみ) 県社協会長表彰 県社会福祉大会会長表彰	「民生委員功労」「永年勤続功労」等、受賞した表彰区分をご記入ください。表彰区分が設けられていない場合は、「表彰区分なし」と記入してください。			
	全民児童、県民児協の会長表彰は除きます。				
民生委員・児童委員としての経歴	民生委員・児童委員在職期間 ※本表彰区分の対象となる在職期間は、4月1日現在で通算15年以上			民生委員・児童委員としての役歴(民協等)	
	委嘱年月日(西暦)	退任年月日(西暦)	在職期間	就任年月日	役職名
	「年」は西暦でご記入ください。		年 ヶ月	委嘱年月日と退任年月日にyyyy(西暦)/mm(月)/dd(日)を入力すると自動で在職期間が計算されます。手書きの場合は、計算式を消してご記入ください。	
			年 ヶ月		
			年 ヶ月		
			年 ヶ月		
			年 ヶ月	現在関係する公私の 団体・機関名及び職名及び職名(社協等)	
			年 ヶ月	団体・機関名	職名
		年 ヶ月			
		(合計)	年 ヶ月		
功績概要	※ 1. に加え、2. 3. にかかると功績についても必ずご記載ください。				
	1. 民生委員・児童委員としての活動の実績、民児協での組織発展の功績 民生委員・児童委員として地域の中で果たした役割や、特筆すべき活動例について、例えば支援世帯数をあげるなど具体的に記入ください。また、単位民児協の役員を務めていた場合などは、民児協組織の発展、活動の充実に果たした具体的役割についてご記入ください。				
	2. 行政や社協の福祉関係の委員会や検討会への参画等、地域や県域での福祉推進における功績 委員として就任している委員会や検討会等について、その概要(名称、設置者、任期)、目的、活動内容について具体的に記載してください。				
特記事項	3. 地域に根ざした福祉関係の活動や事業への協力等、民児協以外の活動に関する功績 地域における諸団体への参加や、教育、司法分野への協力等、民生委員・児童委員としての活動以外で取り組んでいる活動について、その概要を記載してください。				
	※在職期間の要件を満たしていない者の推薦理由等				

本推薦書により取得した個人情報、本表彰事業以外の目的には使用いたしません。

【記入上のポイント】

<令和6年度版>

(2) 社会福祉法人・福祉施設功勞

様式 2

被表彰候補者推薦書

推薦順位	第	位
------	---	---

推薦社協名

(ふりがな)		性別		生年月日	
氏名		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		yyyy(年)/mm(月)/dd(日)で入力すると、現在の年齢が自動で計算されます。 2024年4月1日 現在 歳 ヶ月	
所属・施設コード (4桁)		プルダウンから選択するか、手書きでご記入ください。		施設コードを選択すると、対応する施設種別が反映されます。手書きの場合は、「所属・施設番号コード一覧表」をもとに正しい施設種別をご記入ください。	
名簿に掲載する ①法人名 ②施設・事業所名 ※法人役員とする場合は記入不要		設種別		職員 <input type="checkbox"/> 公 私区分 <input type="checkbox"/> 私	
この欄には下記「経歴概要」の最後の欄(=現職)と同様の内容をご記入ください。最終的に名簿に掲載するものとなります。		現住所 (自宅)		県名、郡市区町村名、番地までご記入ください。 必ず年月日をご記入ください。	
③役職名					
表彰歴	表彰名 (表彰者)		功勞内容 (表彰区分の名称)		被表彰年月日
	県知事表彰 市長表彰 (指定都市のみ) 県社協会長表彰 県社会福祉大会会長表彰		「施設職員功勞」「永年勤続者功勞」等の、受賞した表彰区分をご記入ください。表彰区分が設けられていない場合は、「表彰区分なし」と記入してください。		
	種別協議会会長表彰は除きます。		下記の合計と一致します。		
社会福祉施設の役員としての経歴概要	本表彰区分の対象となる在職期間 (通算)		年 ヶ月		<input type="checkbox"/> 役員として4月1日現在、通算15年以上 <input type="checkbox"/> 職員として4月1日現在、通算20年以上
	就任 (職) 年月日 (西暦)	退任 (職) 年月日 (西暦)	在職期間	施設種別等	施設・事業所名
	「年」は西暦でご記入ください。		年 ヶ月	役員とは、理事長、理事、監事をいい(決議権のある評議員を含む)、施設長や事務長は職員としての職歴となります。	役員として4月1日現在、通算15年以上 職員として4月1日現在、通算20年以上
	就任年月日と退任年月日にyyyy(西暦)/mm(月)/dd(日)を入力すると自動で在職期間が計算されます。手書きの場合は、計算式を消してご記入ください。		年 ヶ月		
	役員歴と職員歴を通算することはできません。		年 ヶ月		
			年 ヶ月		
			年 ヶ月		
		年 ヶ月			
(合計)		年 ヶ月	※1 法人役員としての推薦の場合は、役職名のみ記入) ※2 現職の法人以外が経営する施設・事業所は「備考」欄に法人名を記入)		
※ 1. に加え、2. 3. にかかると功績についても必ず記載ください。					
功績概要	1. 法人・施設の発展、サービスの向上等に果たした功績				
	法人経営、施設運営、サービスの向上、地域への貢献活動等、本人が法人や施設内において果たした特筆すべき役割、活動について、具体例を挙げてその実績を記載してください。				
	2. 所属法人・施設以外の行政や社協の福祉関係の委員会や検討会への参画等、地域や県域での福祉推進における委員会として就任している委員会や検討会等の活動などについて、その概要(名称、設置者、任期)、目的、活動内容について具体的に記載してください。社協等他法人・団体の理事等を務めている場合は、就任時期とあわせてご記入ください。				
3. 種別組織での役職、また種別協研修会での研究発表、地域の福祉に根ざした取り組みや事業への参画等、当該法人・施設以外の活動への参加等の功績					
県種別協で役員・委員などを務めている場合はそこの活動、また地域でのボランティア活動など、法人や施設の業務以外で、個人の立場で取り組んだ活動について、具体例を挙げてその概要を記載してください。					
特記事項	※在職期間の要件を満たしていない者の推薦理由等				

本推薦書により取得した個人情報、本表彰事業以外の目的には使用いたしません。


(3) 社会福祉協議会・民間社会福祉団体功労

様式 3

被表彰候補者推薦書

推薦順位	第	位
------	---	---

推薦社協名

(ふりがな)		氏名		性別	生年月日	yyyyy(年)/mm(月)/dd(日)で入力すると、現在の年齢が自動で計算されます。	
所属・施設コード(4桁)		施設種別	施設コードを選択すると、対応する施設種別が反映されます。手書きの場合は、「所属・施設番号コード一覧表」をもとに正しい施設種別をご記入ください。				
名簿に掲載する		①社協・団体名		現住所(自宅)		県名、郡市区町村名、番地までご記入ください。	
②役職名		この欄には下記「経歴概要」の最後の欄(=現職)と同様の内容をご記入ください。最終的に名簿に掲載するものとなります。		必ず年月日をご記入ください。			
表彰歴	表彰名(表彰者)		功労内容(表彰区分の名称)			被表彰年月日	
	県知事表彰		「社会福祉功労」「永年勤続功労」等の、受賞した表彰区分をご記入ください。表彰区分が設けられていない場合は、「表彰区分なし」と記入してください。				
	市長表彰(指定都市のみ)						
	県社協会長表彰						
県社会福祉大会会長表彰		下記の合計と一致します。					
社協・民間団体等の役職員としての経歴概要	本表彰区分の対象となる在職期間(通算)		年	ヶ月	<input type="checkbox"/> 役員として4月1日現在、通算15年以上 <input type="checkbox"/> 職員として4月1日現在、通算20年以上		
	就任(職)年月日(西暦)	退任(職)年月日(西暦)	在職期間		社協・団体名	役職名	
	「年」は西暦でご記入ください。		年 ヶ月		役員とは、理事長、理事、監事をいい(決議権のある評議員を含む)、施設長や事務長は職員としての職歴となります。		
	就任年月日と退任年月日にyyyy(西暦)/mm(月)/dd(日)を入力すると自動で在職期間が計算されます。手書きの場合は、計算式を消してご記入ください。		年 ヶ月		役員歴と職員歴を通算することはできません。		
			年 ヶ月		社協の合併があった場合は、社協(法人)としての継続が認められますので、合併前と合併後のそれぞれの経歴をご記入ください。		
			年 ヶ月		職務歴の記載は、省略しないでください。異動・昇格等の回数が多く、記入欄が不足する場合は、全社協総務部に記入方法をご相談ください。		
			年 ヶ月				
		(合計)		年 ヶ月			
功績概要	※ 1. に加え、2. 3. にかかるとも必ずご記載ください。						
	1. 所属する社協(民間団体の場合はその団体)での担当職務における功績						
	社協(団体)の事業の充実や経営基盤の強化、地域住民への具体的支援活動など、本人が社協(団体)内において果たした特筆すべき役割、活動について、具体例を挙げてその実績を記載してください。						
2. 所属社協・団体以外の福祉関係の委員会や検討会への参画等、地域や県域での福祉推進における功績							
候補者の所属社協(民間団体の場合はその団体)以外の他の団体や行政機関等の事業でも、福祉関係の顕著な功績があることを確認するための項目です。社協役員または民間団体役員として、行政や他団体の委員会等に就任している場合は、その委員会や検討会等の主催団体の概要(名称、設置者)、活動の目的・時期・内容を具体的に記載してください。他法人・団体の理事等を務めている場合は、就任時期とあわせてご記入ください。							
3. 社協・団体の役職員の立場を離れて取り組む福祉関係の活動・事業に関する功績							
所属社協の役職員、所属民間団体の役員の立場を離れた、一市民(個人)としての福祉関係の活動について確認するための項目です。地域の諸団体への参加を通じての福祉活動、ボランティア活動など、社協(団体)での業務以外で、個人の立場で取り組んだ福祉向上への活動について、具体例を挙げてその概要を記載してください。							
特記事項	※在職期間の要件を満たしていない者で、特に功績抜群である者の推薦理由等						

本推薦書により取得した個人情報、本表彰事業以外の目的には使用いたしません。法人格を有しない民間団体の推薦の場合は、当該団体の概要がわかる資料として、団体のパンフレット等、組織規程、事業報告、決算書を添付のこと。

【記入上のポイント】

<令和6年度版>

(4) 永年勤続功勞

様式 4

被表彰候補者推薦書

名簿記載順位 第 <input type="text"/> 位		全国社会福祉大会資料(名簿)への掲載順になりますので、必ずご記入ください。		推薦社協名	
(ふりがな) 氏名		常用漢字ではない場合は、特に正確にはっきりと記入してください。		性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
生年月日 2024年4月1日 現在 歳 ヶ月		yyyy(年)/mm(月)/dd(日)で入力すると、現在の年齢が自動で計算されます。		施設コード 所属・施設コード(4桁)	
施設種別 ブルダウンから選択するか、手書きでご記入ください。		施設コードを選択すると、対応する施設種別が反映されます。手書きの場合は、「所属・施設番号コード一覧表」をもとに正しい施設種別をご記入ください。		職員 <input type="checkbox"/> 公 私区分 <input type="checkbox"/> 私	
※民生委員・児童委員以外の方は以下ご記入ください 名簿に掲載する ①法人名 ※公立の場合は運営元の市区町村名 ②施設・事業所名		現住所(自宅) この欄には下記「経歴概要」の最後の欄(=現職)と同様の内容をご記入ください。最終的に名簿に掲載するものとなります。		公立・私立どちらかをチェックしてください。 県名、市区町村名、番地までご記入ください。	
③役職名		必ず年月日をご記入ください。		被表彰年月日	
表彰名(表彰者)		功勞内容(表彰区分の名称)		被表彰年月日	
表彰歴		「民生委員功勞」「施設職員功勞」「永年勤続功勞」等の、受章歴があればご記入ください。		(空欄)	
勤続年数 ※4月1日現在、通算30年以上		年 月		被表彰年月日	
就任(職)年月日(西暦)		退任(職)年月日(西暦)		在職期間	
「年」は西暦でご記入ください。		年 月		法人名 ※公立の場合は市区町村名	
就任年月日と退任年月日にyyyy(西暦)/mm(月)/dd(日)を入力すると自動で在職期間が計算されます。手書きの場合は、計算式を消してご記入ください。		年 月		施設・事業所名	
社会福祉事業における経歴概要		年 月		役職名	
年 月		年 月		年 月	
年 月		年 月		年 月	
年 月		年 月		年 月	
年 月		年 月		年 月	
年 月		年 月		年 月	
年 月		年 月		年 月	
(合計)		年 月		※1 法人役員としての推薦の場合は、役職名のみ記入 ※2 現職の法人以外が経営する施設・事業所は「備考」欄に法人名を記入	
特記事項		※在職期間の要件を満たしていない者の推薦理由等			

本推薦書により取得した個人情報、本表彰事業以外の目的には使用いたしません。

【記入上のポイント】

<令和6年度版>

(5) 社会福祉協議会優良活動表彰

様式 5

被表彰候補推薦書

郡市区町村社協のほか、組織体制等が確立されている「地区社協」や、市町村合併にともない旧市町村を活動範囲とする「社協支所」も対象となります。

推薦社協名

本表彰区分は、社協を総合的に評価するものではなく、住民への直接サービスなど「3年以上継続して実施している特定の具体的活動」を対象としています。

※支所を推薦する場合は、旧社協の時代を含め3年以上継続して実施され、具体的成果をあげていること、合併後の現在も継続して実施されていることが要件となります。

(ふりがな) 社協名		(ふりがな) 会長氏名			
所在地		会員数	個人 団体等	社協の活動対象地域の人口・世帯数	人世帯
社協の概要		社協設立年月日	年 月 日	※会員の対象となっている者にチェック	
		法人格取得年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 住民会員 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設 (保育所除く) [施設数： <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 地域団体 <input type="checkbox"/> 企業等	
		前年度の 主な活動の概要 (推薦案件を除く)			
前年度の 収支状況		収入	千円	支出	千円
推薦案件 (活動の名称)					
推薦理由		表彰対象となる特定の活動内容が把握できる案件名を記入してください。			
※都道府県・指定都市社協としての推薦の理由(評価とも)		当該活動が社会福祉協議会の優良活動として特筆すべき理由について、推薦者である都道府県・指定都市社協の視点からその理由をご記入ください。 ※「地域福祉活動全般」、「在宅サービス事業」などといった抽象的なものではなく、活動内容を表す具体的な事業名をご記入ください。			
推薦案件の概要 (関連資料を添付のこと)		①当該活動の実施経過 ②活動の概要(事業実施情况等) ③事業実施の効果(この3年間の利用実績、社協に対する理解の広がり、新たな活動への展開等) ④住民、マスコミ、関係団体等からの評価			

当該社協の事業等の概要をご記入いただく欄となります

表彰対象となる特定の活動内容が把握できる案件名を記入してください。
 ※「地域福祉活動全般」、「在宅サービス事業」などといった抽象的なものではなく、活動内容を表す具体的な事業名をご記入ください。

以下の記入にあたっては、事業の概要にとどまらず
 (1)事業の先駆性、独自性
 (2)当該サービスの各年での利用実績等を具体的にご記入ください。また、(3)推薦者としての都道府県・指定都市社協からみた事業の評価もご記入ください。
 ※「④住民、マスコミ、関係団体等からの評価」についても活動の具体的な評価を裏付けるものとして、必ずご記入ください。

推薦案件にかかる特定の活動内容について、ご記入いただく欄となります

本推薦書により取得した個人情報、本表彰事業以外の目的には使用いたしません。

【参 考 資 料】

- (1) 今年度予算書、事業計画書を添付のこと。
- (2) 推薦案件に関する広報資料、活動内容・活動実績を掲載した関係資料を添付のこと。

【記入上のポイント】

<令和6年度版>

(6) - ① 感謝（社会福祉事業協助者）

様式 6-1

被表彰候補者推薦書（個人）

本様式は、感謝対象が個人の場合の様式です。対象が企業・団体の場合は、様式6-2をご使用ください。

名簿記載順位	第	位
--------	---	---

推薦社協名

(ふりがな)					
氏名		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		生年月日 (2024年4月1日現在 満 歳 ヶ月)	
現住所 (自宅)		主な所属		現在ご所属の主な団体等があれば、ご記入ください。	
福祉関係の表彰歴		被表彰年月日		表彰名 (表彰者)	
		年 月 日 年 月 日 年 月 日		功労内容 (表彰区分の名称)	
現在関係する福祉関係の団体名及び役職名		団体・機関名		役職名	
		上に記入した「主な所属」の他に、ご所属の福祉関係団体等があれば、ご記入ください。			
功績概要		活動の名称概要 推薦対象の活動の名称、又は概要を簡潔にご記入ください。			
功績概要		活動の具体的内容 表彰規程 第13条をご覧ください、各号のいずれに該当するかが分かるように、活動の内容、功績を具体的に記入ください。			
推薦理由		※都道府県・指定都市社協としての推薦の理由 (評価とも)			

本推薦書により取得した個人情報、本表彰事業以外の目的には使用いたしません。

【記入上のポイント】

<令和6年度版>

(6) - ② 感謝（社会福祉事業協助者）

様式 6-2

被表彰候補 **団体等** 推薦書

名簿記載順位	第	位
--------	---	---

推薦社協名

本様式は、感謝対象が企業・団体の場合の様式です。対象が個人の場合は、様式6-1をご使用ください。

(ふりがな)		団体等の主な活動内容		ご所属の団体の主な活動内容(推薦対象活動以外)をご記入ください。	
団体等名称					常用漢字ではない場合は、特に正確にはっきりと記入してください。
代 表 者	役職名	感謝状に 宛名・名称 に記載する	(ふりがな)		
	ふりがな		感謝状に記載する団体名称をご記入ください。		
	氏名				
所在地					
福祉関係の 表彰歴	被表彰年月日	表彰名 (表彰者)	功労内容 (表彰区分の名称)		
	年 月 日				
	年 月 日				
功 績 概 要	活動の名称概要	推薦対象の活動の名称、又は概要を簡潔にご記入ください。			
	活動の具体的な内容	表彰規程 第13条をご覧ください、各号のいずれに該当するかが分かるように、活動の内容、功績を具体的にご記入ください。			
推薦理由 ※都道府県・指定都市社協としての推薦の理由(評価とも)					

本推薦書により取得した個人情報、本表彰事業以外の目的には使用いたしません。

【記入例】

<令和6年度版>

様式 1

(1) 民生委員・児童委員功勞

被表彰候補者推薦書

推薦順位	第 1 位
------	-------

推薦社協名 ○○県社会福祉協議会

(ふりがな)	△△△ △△△	性別		生年月日	1943年7月7日
氏名	●● ●●	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			2024年4月1日 現在 80歳8ヶ月
所属・施設コード (4桁)	0100	現住所 (自宅)	○○県□□市△△町3丁目21番地		
表彰歴	表彰名(表彰者)	功勞内容(表彰区分の名称)			被表彰年月日
	県知事表彰 市長表彰(指定都市のみ) 県社協会長表彰 県社会福祉大会会長表彰	民生委員・児童委員功勞			2005年11月1日 2003年10月15日
民生委員・児童委員としての経歴	民生委員・児童委員在職期間 ※本表彰区分の対象となる在職期間は、 4月1日現在で通算15年以上			民生委員・児童委員としての役歴(民協等)	
	委嘱年月日(西暦)	退任年月日(西暦)	在職期間	就任年月日	役職名
	1994年12月1日		28年4ヶ月	2006年2月1日	□□市第一地区民生委員・児童委員協議会副会
			0年0ヶ月	2008年4月1日	□□市第一地区民生委員・児童委員協議会理事
			0年0ヶ月		
			0年0ヶ月		
			0年0ヶ月		
			0年0ヶ月		
			0年0ヶ月	現在関係する公私の 団体・機関名及び職名及び職名(社協等)	
			0年0ヶ月	団体・機関名	職名
		0年0ヶ月	□□市第一地区民生委員・児童委員協議会	副会長	
		(合計)	28年4ヶ月		
功績概要	※ 1. に加え、2. 3. にかかると功績についても必ずご記載ください。				
	1. 民生委員・児童委員としての活動の実績、民児協での組織発展の功績 一人暮らし高齢者の生活支援に尽力し、ふれあい・いきいきサロンの運営に取り組み、孤立しがちな高齢者と地域社会とのつながりに役立っている。 2006年に、所属する□□市第一地区民児協の副会長となり、民生委員同士の十分な意思疎通が図れるよう、定期的な例会開催など組織運営に取り組んでいる。また、2008年に就任した□□市民児協理事として、市全体のふれあい・いきいきサロンの活性化や近隣市の民児協との交流を推進している。				
	2. 行政や社協の福祉関係の委員会や検討会への参画等、地域や県域での福祉推進における功績 市高齢者保健福祉計画策定委員会委員(□□市設置/●年●月～●年●月)として、担当地域の高齢者の現状を報告するなど民生委員の立場から積極的に意見を述べ、計画の充実に貢献した。				
特記事項	3. 地域に根ざした福祉関係の活動や事業への協力等、民児協以外の活動に関する功績 ●年から、一人暮らし高齢者に週1回昼食の弁当を配食するボランティアグループ「☆☆の会」に参加し、高齢者の健康な食生活を支援している。また、年2回開催する会食型の食事会では、高齢者やボランティア同士が交流し、地域の人間関係の構築につながっている。				
	※在職期間の要件を満たしていない者の推薦理由等				

本推薦書により取得した個人情報、本表彰事業以外の目的には使用いたしません。

【記 入 例】

＜令和6年度版＞

(2) 社会福祉法人・福祉施設功勞

様式 2

被表彰候補者推薦書

推薦順位	第	1	位
------	---	---	---

推薦社協名 ○○県社会福祉協議会

(ふりがな)	△△△ △△△			性別	生年 月日	1966年10月1日	
氏名	●● ●●			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		2024年4月1日 現在 57歳6ヶ月	
所属・施設コード (4桁)	0904	施設種別	保育所			職員 公私区分	<input type="checkbox"/> 公 <input checked="" type="checkbox"/> 私
名簿に掲載する ①法人名	社会福祉法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 会			現住所 (自宅)	○○県○○市△△町3丁目21番地		
②施設・事業所名 ※法人役職員とする 場合は記入不要	△△△保育園						
③役職名	主任保育士						
表 彰 歴	表彰名(表彰者)		功勞内容(表彰区分の名称)			被表彰年月日	
	県知事表彰		社会福祉施設功勞			2009年11月1日	
	市長表彰(指定都市のみ)						
	県社協会長表彰						
	県社会福祉大会会長表彰		福祉施設職員功勞			2007年10月10日	
○○県保育士会会長表彰		20年勤続功勞表彰			2007/xx/xx		
社 会 福 祉 施 設 の 役 職 員 と し て の 経 歴 概 要	本表彰区分の対象となる在職期間(通算)			34年 0ヶ月 <input type="checkbox"/> 役員として4月1日現在、通算15年以上 <input checked="" type="checkbox"/> 職員として4月1日現在、通算20年以上			
	就任(職)年月日 (西暦)	退任(職)年月日 (西暦)	在職期間	施設種別等	施設・事業所名	役職名	
	1987/4/1	1992/3/31	5年0ヶ月	保育所	○○○保育園	保育士	
	1992/4/1	1994/3/31	2年0ヶ月	保育所	□□□保育園	保育士	
	1996/4/1	2002/3/31	6年0ヶ月	保育所	△△△保育園	保育士	
	2002/4/1		21年0ヶ月	保育所	△△△保育園	主任保育士	
			0年0ヶ月	-			
			0年0ヶ月	-			
			0年0ヶ月	-			
			0年0ヶ月	-			
	(合計)	34年0ヶ月	(※1 法人役員としての推薦の場合は、役職名のみ記入) (※2 現職の法人以外が経営する施設・事業所は「備考」欄に法人名を記入)				
功 績 概 要	※ 1. に加え、2. 3. にかかると功績についても必ずご記載ください。						
	1. 法人・施設の発展、サービスの向上等に果たした功績 法人が経営する3つの保育所に保育士として勤務し、2002年に主任保育士となり現在に至っている。2003年から、法人内に設置するリスクマネジメント委員会委員として、保育所内の事故防止対策を立案し、安全な保育サービスの提供に果たした役割は大きい。県や県保育協議会等が開催する研修会にも積極的に参加し、その内容を法人内の研修会等で発表したり、施設内研修の講師を務めるなど、保育内容の充実に取り組んでいる。						
	2. 所属法人・施設以外の行政や社協の福祉関係の委員会や検討会への参画等、地域や県域での福祉推進における 2006年から年1回、△△町社協が主催する子育てサロンに、「子どもとのかかわり」等のテーマで講師として出向している。また、町からの要請で地域に5つある子育てサークルに、年2回ずつ参加して、保護者からの相談に応じている。						
	3. 種別組織での役職、また種別協研修会での研究発表、地域の福祉に根ざした取り組みや事業への参画等、当該法人・施設以外の活動への参加等の功績 2004年4月1日～現在 県保育士会調査研究部会委員 ○2008年度には、事故予防をテーマとした調査研究に取り組み、多くの事例を収集・分析した。それらの調査結果を活用し県保育士会「事故予防マニュアル」の作成に貢献した。						
特記事項	※在職期間の要件を満たしていない者の推薦理由等						

本推薦書により取得した個人情報、本表彰事業以外の目的には使用いたしません。

(3) 社会福祉協議会・民間社会福祉団体功勞

様式 3

被表彰候補者推薦書

推薦順位	第 1 位
------	-------

推薦社協名 ○○県社会福祉協議会

(ふりがな)	△△△ △△△		性別	生年月日	1962年8月8日
氏名	●● ●●		<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	2024年4月1日 現在 61歳7ヶ月
所属・施設コード (4桁)	0201	施設種別	社会福祉協議会役員		
名簿に掲載する ①社協・団体名	<input type="checkbox"/> 市社会福祉協議会		現住所 (自宅)	○○県□□市△△町3丁目21番地	
②役職名	課長				
表彰歴	表彰名(表彰者)	功勞内容(表彰区分の名称)			被表彰年月日
	県知事表彰				
	市長表彰(指定都市のみ)				
	県社協会長表彰	社会福祉協議会役職員功勞			2007年11月1日
	県社会福祉大会会長表彰				
	○○県老人福祉施設協議会会長表彰		20年勤続功勞表彰		2007年11月1日
社協・民間団体等の役職員としての経歴概要	本表彰区分の対象となる在職期間(通算)		36年0ヶ月	<input type="checkbox"/> 役員として4月1日現在、通算15年以上 <input checked="" type="checkbox"/> 職員として4月1日現在、通算20年以上	
	就任(職)年月日(西暦)	退任(職)年月日(西暦)	在職期間	社協・団体名	役職名
	1987/4/1	1999/3/31	12年0ヶ月	○○町社会福祉協議会	主事
	1999/4/1	2002/3/31	3年0ヶ月	○○町社会福祉協議会	主任
	2002/4/1	2009/3/31	7年0ヶ月	○○町社会福祉協議会	主査
	2009/4/1	2011/3/31	2年0ヶ月	<input type="checkbox"/> 市社会福祉協議会 (○○町は合併により□□市となる)	課長
	2011/4/1		12年0ヶ月	<input type="checkbox"/> 市社会福祉協議会	課長
			0年0ヶ月		
		0年0ヶ月			
		0年0ヶ月			
		(合計)	36年0ヶ月		
功績概要	※ 1. に加え、2. 3. にかかると功績についても必ずご記載ください。				
	1. 所属する社協(民間団体の場合はその団体)での担当職務における功績 2009年4月1日、○○町は▲▲町・■●町と合併し、□□市となった。候補者は3町社協の合併にあたり、2007年度より合併協議の担当者として、合併に伴う様々な課題の解決と円滑な移行に尽力し、特に○○町で実施していた一人暮らし高齢者への配食サービス事業が合併を理由に廃止されないよう、行政との折衝にあたり中心的役割を担い予算獲得を実現した。また、新市全域における実施体制を整備した。 新市社協発足後も課長として、一人暮らし高齢者や高齢者世帯が多い地域のニーズに対応し、地区社協の設置とその活性化を図りながら、配食サービスやサロンの開催などの事業の充実に尽力し、実施箇所数の増加に大きく貢献した。				
	2. 所属社協・団体以外の福祉関係の委員会や検討会への参画等、地域や県域での福祉推進における功績 (1) 2008年4月1日～2009年3月31日 □□市地域福祉計画策定委員会(□□市が設置)副委員長 住民ニーズを把握する社協の代表として、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定、推進に貢献した。 (2) 2006年4月1日～2008年3月31日 □□市防災対策協議会(□□市が設置)委員 市の防災計画策定や、要援助者に対する支援の在り方について、社協の立場から提言した。				
特記事項	3. 社協・団体の役職員の立場を離れて取り組む福祉関係の活動・事業に関する功績 候補者●●氏の居住地域では、若い世代の家族の転入が多い新興住宅地で、新しい地域での子育てに不安を抱いている親が多いことをきっかけに、2006年度より自治活動の一環として子育てサロンの開催を始めた。●●氏も活動に参加し、月1回の開催であるが、民生委員・児童委員や社協と連携してサロンを運営することで、必要な情報の提供や、援助を必要とする親子を関係機関につなげるなどの具体的な成果が現れている。				
	※在職期間の要件を満たしていない者で、特に功績抜群である者の推薦理由等				

本推薦書により取得した個人情報、本表彰事業以外の目的には使用いたしません。

法人格を有しない民間団体の推薦の場合は、当該団体の概要がわかる資料として、団体のパンフレット等、組織規程、事業報告、決算書を添付のこと。

【記入例】

<令和6年度版>

(4) 永年勤続功労

様式 4

被表彰候補者推薦書

名簿記載順位	第 1 位
--------	-------

推薦社協名 ○○県社会福祉協議会

(ふりがな)	△△△ △△△		性別	生年月日	1966年5月5日	
氏名	●● ●●		<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	2024年4月1日 現在	57歳10ヶ月	
所属・施設コード (4桁)	0602	施設種別	特別養護老人ホーム		職員 公私区分 <input type="checkbox"/> 公 <input checked="" type="checkbox"/> 私	
※民生委員・児童委員以外の方は以下ご記入ください						
名簿に掲載する ①法人名 ※公立の場合は運営元 の市区町村名	社会福祉法人 ○○会		現住所 (自宅)	○○県□□市△△町3丁目21番地		
②施設・事業所名	第三特別養護老人ホーム					
③役職名	主任介護職員					
表彰歴	表彰名(表彰者)	功労内容(表彰区分の名称)			被表彰年月日	
	○○県老人福祉施設協議会会長表彰	20年勤続功労表彰			2021年9月26日	
社会福祉事業における経歴概要	勤続年数 ※4月1日現在、通算30年以上		33年 0ヶ月			
	就任(職)年月日 (西暦)	退任(職)年月日 (西暦)	在職期間	法人名 ※公立の場合は 市区町村名	施設・事業所名	役職名
	1990/4/1	1993/3/31	3年0ヶ月	(社福)○○会	第一養護老人ホーム	介護職員
	1993/4/1	2000/3/31	7年0ヶ月	(社福)○○会	第二養護老人ホーム	介護職員
	2000/4/1	2015/3/31	15年0ヶ月	(社福)○○会	第三養護老人ホーム	介護職員
	2015/4/1		8年0ヶ月	(社福)○○会	第三養護老人ホーム	主任介護職員
			0年0ヶ月			
			0年0ヶ月			
			0年0ヶ月			
			0年0ヶ月			
		0年0ヶ月				
		0年0ヶ月				
		0年0ヶ月				
		0年0ヶ月				
		(合計)	33年0ヶ月	(*1 法人役員としての推薦の場合は、役職名のみ記入) (*2 現職の法人以外が経営する施設・事業所は「備考」欄に法人名を記入)		
特記事項	※在職期間の要件を満たしていない者の推薦理由等					

本推薦書により取得した個人情報は、本表彰事業以外の目的には使用いたしません。

【記 入 例】

<令和6年度版>

(5) 社会福祉協議会優良活動表彰

様式 5

被表彰候補推薦書

推薦社協名 ○○県社会福祉協議会

(ふりがな)	○○ししゃかいふくしきょうぎかい		(ふりがな)	△△△ △△△	
社協名	○○市社会福祉協議会		会長氏名	●● ●●	
所在地	△△県□□市●●		会員数	個人 11,111 人 団体等 100 団体	社協の活動対象地域の人口・世帯数 55,555 人 25,000 世帯
社協の概要	社協設立年月日	1988年 5月 1日	※会員の対象となっている者にチェック		
	法人格取得年月日	1988年 8月 1日	<input checked="" type="checkbox"/> 住民会員 <input checked="" type="checkbox"/> 社会福祉施設(保育所除く) [施設数: 9] <input checked="" type="checkbox"/> 保育所 <input checked="" type="checkbox"/> ボランティア団体 <input checked="" type="checkbox"/> 地域団体 <input type="checkbox"/> 企業等		
	前年度の主な活動の概要(推薦案件を除く)	①地区福祉推進委員会の設置と推進 ②福祉教育の推進 ③ボランティアセンターの運営とボランティア講座の実施 ④給食サービスの実施 ⑤住民主体のサロン活動の推進(高齢者/障害者/子育て) ⑥介護保険事業(通所介護事業、介護予防通所介護事業) 他			
前年度の収支状況	収入 130,000 千円 うち会費収入 3,000 千円		支出 128,000 千円		
推薦案件(活動の名称)	定年退職者の地域生活支援と活動の拠点・仲間づくり				
推薦理由 <small>※都道府県・指定都市社協としての推薦の理由(評価とも)</small>	会社を離れた定年退職者が、地域の中でどのように居場所づくりをしていくか、地域社会としてどのような支援が必要かといったことが重要な問題となっている。社協として地域福祉推進の立場から、定年退職者の生きがいづくりと能力の活用をめざして、できるだけ低予算で新たな事業を開拓している。その活動について県社協主催の会議において事例発表を依頼したところ好評を博し、他市町村社協においても同様の事業を実施するところが見られ、県内社協への波及効果が高く、事業効果も認められるため、今回の表彰の推薦とするものである。				
推薦案件の概要(関連資料を添付のこと)	①当該活動の実施経過 会社を離れ地域社会に活動の拠点を移す定年退職者の増加が予想されるため、2012年度より、市社協としてどう対応を図るべきか、プロジェクトチームを設けて検討を始めた。その結果、2013年度から3年計画で、定年退職者が地域社会で居場所を作り、得意分野を発揮して地域福祉に関わってもらえるしくみづくりに取り組むこととなった。1年目は、入門編として、市社協ボランティアセンターが主となってボランティア講座を実施し、参加者の仲間づくりを進めた。2年目は講座参加者のサークルを立ち上げ、市社協主催のいろいろなイベントに協力を依頼した。3年目は、メンバーの意欲や能力を生かした自主的な活動を企画・実施してもらえるよう、市社協として側面支援を行った。3年計画を終えて、2016年度は、市社協主催のボランティア講座やイベントを共催するとともに、地域の仲間を増やすべく、無理せず地道な活動を展開している。 ②活動の概要(事業実施情况等) ア) 定年退職者を対象としたボランティア講座の開催 2013年度 5回連続講座 参加者30名/2014年度 4回連続講座 35名/2015年度 4回連続講座 40名 イ) 定年退職者のサークル『スタート』活動実績 2013年度 新規事業としてスタート 参加者5名 2014年度 市社協主催のボランティアまつり・災害VC立ち上げ訓練等のイベントに協力 参加者120名 2015年度 定年退職者のサロン活動の開始 参加者40名 市社協主催のイベント(ボランティアまつり等)の共催 2016年度 定年退職者のサロン活動の充実 参加者50名 ③事業実施の効果(この3年間の利用実績、社協に対する理解の広がり、新たな活動への展開等) サロン活動内容の紹介を社協広報誌に掲載することにより、福祉関係者はもとより広く住民に知られる存在となり、新たにサロン立ち上げを検討する地区も現れ始めている。 こうした取り組みから住民による主体的なサロン活動の取り組みが促されるようになっていく。 ④住民、マスコミ、関係団体等からの評価 定年退職者の地域生活支援の取り組みについては、住民懇談会でその重要性が議論されるなど大変評価されている。市社協は、以前から定年退職者の活動に積極的に取り組んでおり、福祉関係施設・NPO等との連携を図りながら活動を支援しており、その評価も高い。住民の評価としても、「同じ地区に住んでいても話す機会がなかった人と交流ができた」等、地域の活性化にも繋がっている。				

本推薦書により取得した個人情報、本表彰事業以外の目的には使用いたしません。

【参考資料】

- (1) 今年度予算書、事業計画書を添付のこと。
- (2) 推薦案件に関する広報資料、活動内容・活動実績を掲載した関係資料を添付のこと。

(別紙)

全社協会長表彰における個人情報保護の取り扱いについて

1. 個人情報の利用目的・利用範囲等について

都道府県・指定都市社協より、県市内関係団体等に候補者の推薦を依頼される際には、下記の事項を踏まえ、適切に個人情報をお取り扱いいただきますよう、お願いいたします。

- ① 推薦書を通じて知り得た個人情報については、全社協「個人情報の保護に関する方針（プライバシーポリシー）」に基づき取り扱います。プライバシーポリシーは、本会ホームページに掲載しています。
(<https://www.shakyo.or.jp/kojin.html>)
- ② 推薦書に記載された個人情報は、表彰状および記念品への氏名の記載、被表彰者名簿への記載等、本表彰事業にかかる目的にのみ使用いたします。
- ③ 被表彰者名簿には、被表彰者の都道府県・指定都市、氏名、所属、役職を記載いたします。同名簿は、受賞者名簿に収録し、都道府県・指定都市社協、被表彰者等関係者に配布します。
- ④ 被推薦者の推薦書は、本会の書類保存基準により保管し、保管期間経過後は、適切に廃棄処理をします。
- ⑤ 被表彰者（決定者）については、次年度以降の推薦事務において被推薦者（候補者）が重複して推薦されていないことを確認するために、氏名、生年月日、所属・役職等必要な事項のみをコンピュータのデータベースに登録をし、永久保存をします。

2. 被表彰者本人への同意確認について

表彰事業の性格上、個人情報の取得に関して推薦段階でのご本人への通知および使用目的への同意確認は困難です。そのため、被表彰者決定後、貴会を通じて、ご本人への表彰決定の伝達とともに、名簿掲載に関する確認等をお願いいたします。

3. 関係団体への個人情報保護に関する取り扱いの周知について

県市内関係団体、施設等に候補者の推薦を依頼される際には、上記事項を踏まえ、個人情報の取り扱いに十分ご留意いただきたい旨、周知方ご協力をお願いいたします。